

第4次北海道食育推進計画

(どさんこ食育推進プラン)

～「食」の力で育む心と身体と地域の元気～

平成31年3月

北海道

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨・目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2

第2章 北海道の食育の現状と課題

1 社会情勢の変化	3
2 食育に対する理解と取組	5
3 道民の食生活と健康への影響	6
4 地産地消・体験活動	10
5 環境問題	14
6 食育推進の基盤	17

第3章 食育の推進方針

1 食育のめざす姿	21
2 食育推進の視点	21
3 基本方針と取組の柱	22

第4章 推進施策

1 心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進	25
2 「食」に関する理解を深める食育の推進	29
3 本道の食育推進体制の強化	36
4 数値目標（指標）	40
5 ライフステージに応じた食育のポイント	41

第5章 計画の推進体制

1 関係者の役割分担	42
2 全道的な推進体制	44
3 地域における推進体制	44

(参考資料)

第3次北海道食育推進計画の指標と進捗状況	47
優良事例（北海道食育推進優良活動表彰受賞者の取組）	48
用語解説	52
北海道食の安全・安心条例	59
食育基本法	65

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨・目的

食は命の源であり、私たち人間が生きていくためには欠かせないものです。

国が平成17年に制定した「食育基本法」では、「食育」は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられており、「食育」の目的は、豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、様々な経験を通じ、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとされています。

こうした中、北海道では、平成17年4月に「北海道食の安全・安心条例」を施行し、条例で規定されている「食育の推進」を具体的に進める計画として全国に先駆けて、平成17年12月に「北海道食育推進行動計画」を作成しました。

平成21年12月には後継の計画となる「第2次北海道食育推進計画」（どさんこ食育推進プラン）、平成26年3月には「第3次北海道食育推進計画」（どさんこ食育推進プラン）を作成し、本道の食育を総合的に推進してきました。

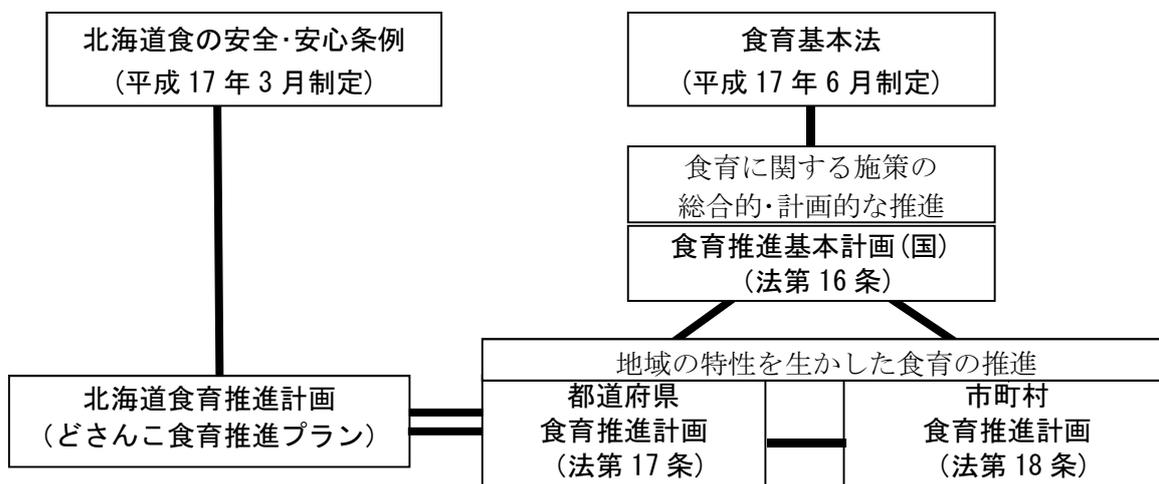
これまでの3次にわたる計画により、道内各地で様々な主体による食育活動が広がりを見せる一方で、野菜や果物の摂取量が少ない道民の食生活、高齢化の進展に伴う高齢者層への食育の重要性の増大、地域の食育の担い手の減少、環境に配慮した食品ロス削減への社会的関心の高まりなど様々な課題が引き続き存在することから、食育の取組を継続して実施していくことが必要です。

このため、これらの課題や食育をめぐる情勢の変化等を踏まえ、食育の意義、大切さを改めて考え、関係の機関、団体を含め、道民の皆様と役割を分担しながら、引き続き、北海道の食育を総合的・計画的に推進するため、新たに「第4次北海道食育推進計画」（どさんこ食育推進プラン）を策定します。

なお、本計画は、平成27年国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に資するものです。

2 計画の位置付け

第4次北海道食育推進計画（どさんこ食育推進プラン）は、北海道食の安全・安心条例第25条第1項に基づき食育を具体的に進めるための計画であるとともに、食育基本法第17条第1項に規定する都道府県食育推進計画に位置付けられるものです。



(関連する計画)

- ・北海道食の安全・安心基本計画
- ・北海道農業・農村振興推進計画
- ・すこやか北海道21（北海道健康増進計画）
- ・北海道教育推進計画 など

【北海道食の安全・安心条例第25条第1項】

第25条 道は、食育（食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。）を推進するため、普及啓発、学校、家庭及び地域における食に関する教育及び取組の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。（平成17年3月31日 北海道条例第9号）

【食育基本法第17条第1項】

第17条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。（平成17年 法律第63号）

3 計画の期間

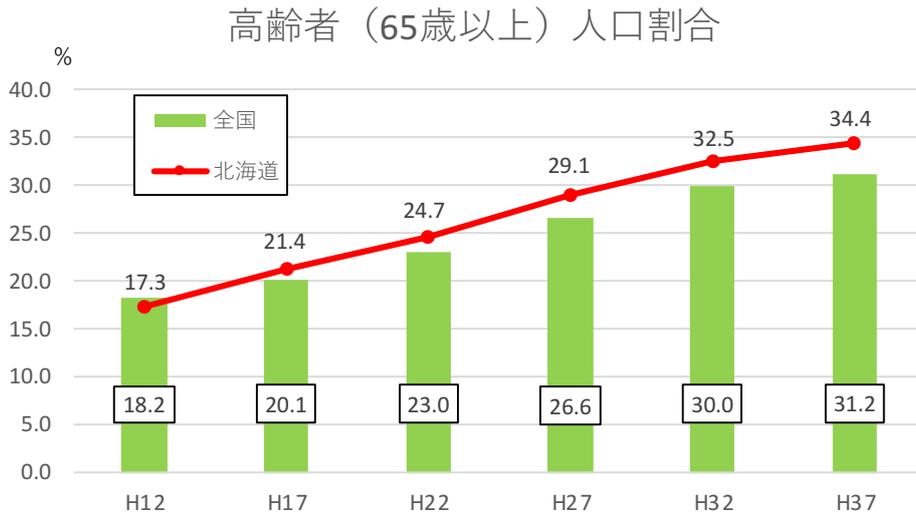
この計画の期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

社会経済情勢の変化等によって、計画の変更が必要になった場合には、道民からの意見や北海道食の安全・安心委員会等の意見を聴いて見直しを行います。

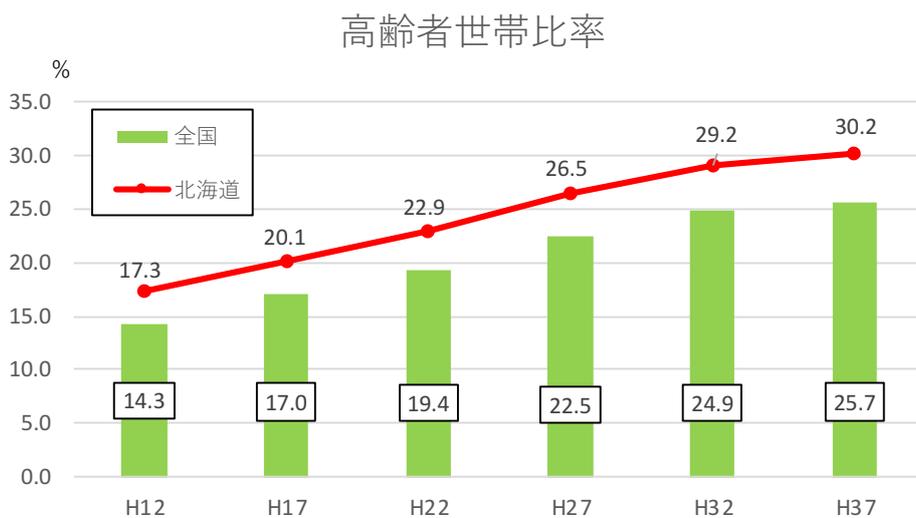
第2章 北海道の食育の現状と課題

1 社会情勢の変化

- 高齢者の人口は、全国的に増え続けており、北海道では、高齢者の比率や高齢者世帯の比率（高齢者夫婦のみ及び高齢者単身）が全国平均よりも高く、今後も上昇の傾向が見込まれています。



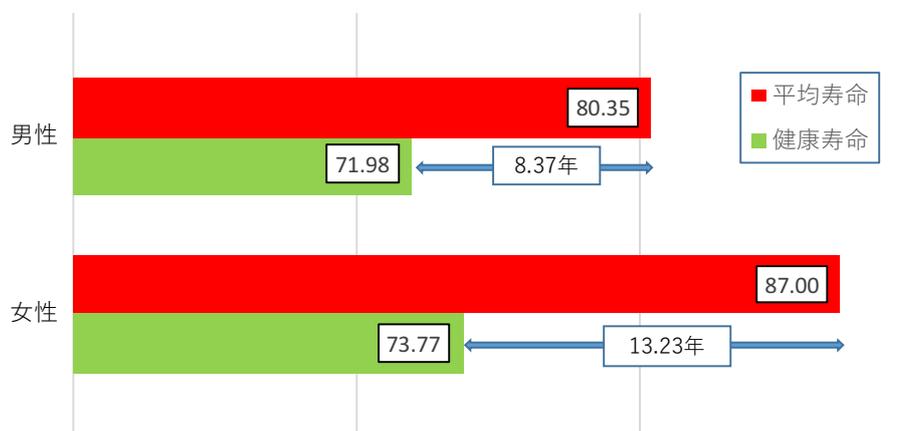
(資料) 総務省「国勢調査」
H32以降は、国立社会保障人口問題研究所による推計



高齢者世帯 = 65歳以上の単身世帯 + 夫65歳以上・妻60歳以上の夫婦世帯
H32以降は、夫婦とも65歳以上世帯の推計値
(資料) 総務省「国勢調査」、H32以降は、国立社会保障人口問題研究所による推計

- 平成 28 年における平均寿命は、男女とも全国平均より短く、日常生活に制限のない期間である健康寿命との差は、男性では 8.37 年、女性では 13.23 年となっています。

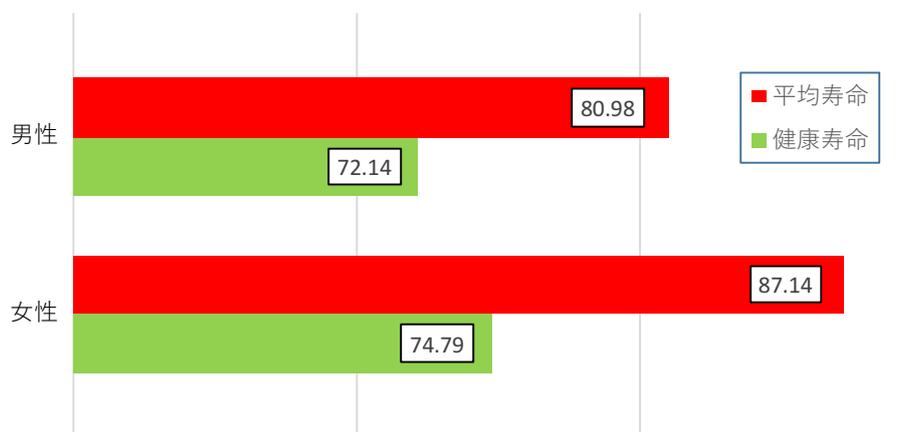
健康寿命と平均寿命（北海道）



(資料) 厚生労働科学研究費補助金による
「健康寿命における将来予測と生活習慣対策の費用効果に関する研究」

(参考)

健康寿命と平均寿命（全国）

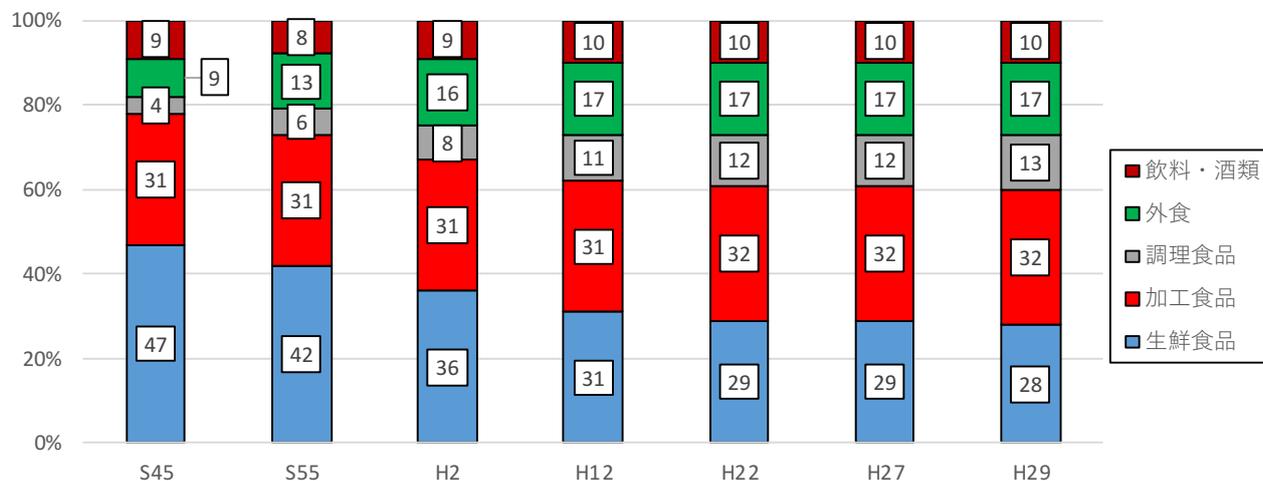


※熊本県除く

(資料) 厚生労働科学研究費補助金による
「健康寿命における将来予測と生活習慣対策の費用効果に関する研究」

- 食料消費支出における生鮮食品の利用割合は3割に満たない水準まで減少し、外食や中食（調理食品、加工食品）の利用が増え、食の外部化や簡便化が進展しています。

食料消費支出割合の推移（全国）



2人以上の世帯 名目値

生鮮食品は米、生鮮魚介、生鮮肉、卵、生鮮野菜、生鮮果物

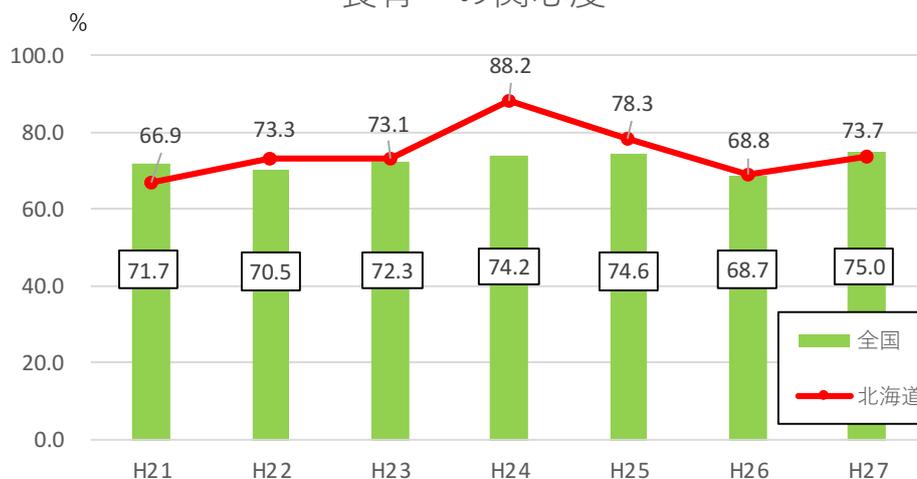
加工食品は生鮮食品、調理食品、外食、飲料・酒類を除く食料すべて

（資料）総務省「家計調査」

2 食育に対する理解と取組

- 食育に関心があると回答している道民の割合は、平成 24 年度以降、減少傾向で推移しており、目標としている 9 割に届いていません。

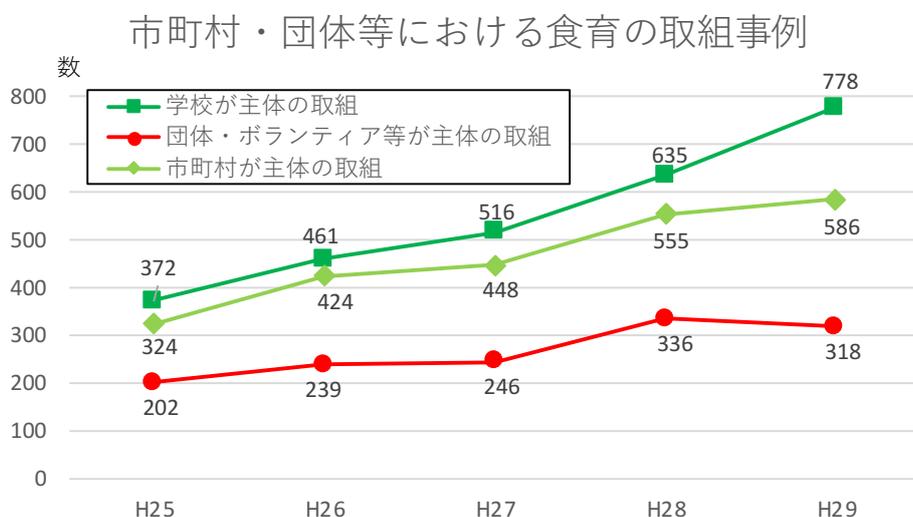
食育への関心度



食育に「関心がある」、「どちらかといえば関心がある」の回答割合の合計

（資料）内閣府「食育に関する意識調査」

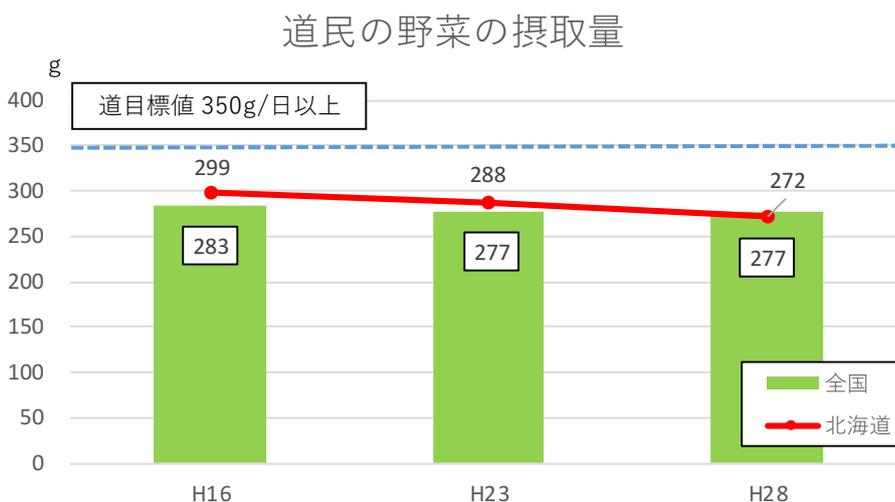
- 一方、市町村、団体等における食育の取組事例数は増加傾向にあり、全道的に食育の取組が広がっています。



(資料) 北海道農政食品政策課調べ

3 道民の食生活と健康への影響

- 野菜の摂取量は全国平均と大きく変わらないものの、1日当たりの目標値 350g 以上を下回る状況にあります。

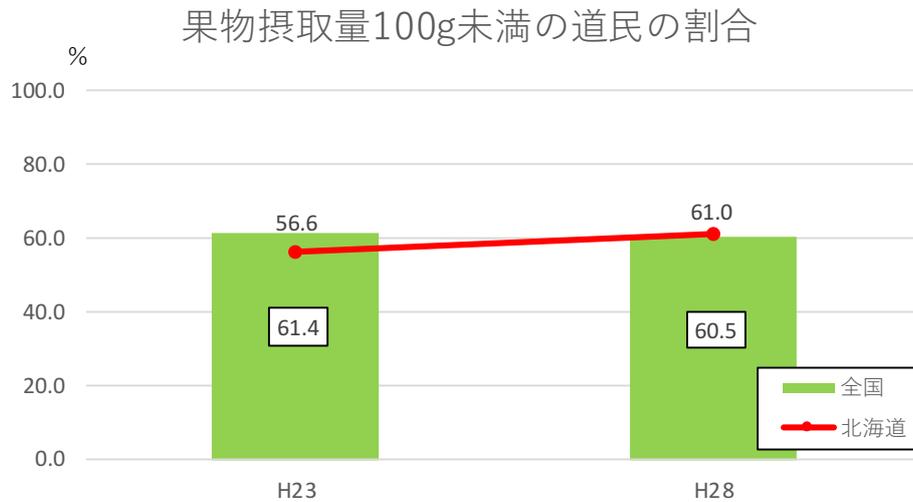


成人1人1日当たり、H16はきのこと類含む

(資料) 北海道保健福祉部「健康づくり道民調査」

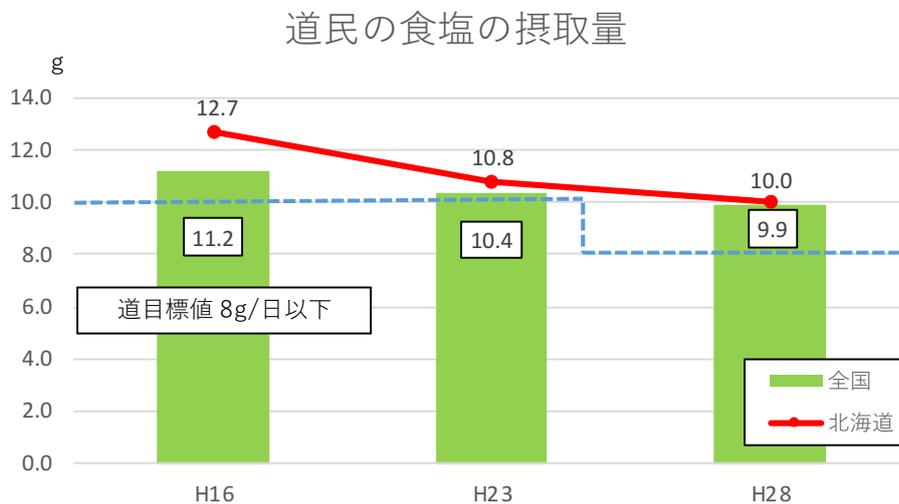
厚生労働省「国民健康・栄養調査」

- 果物の摂取量が、全国の平均値未満である100g未満の道民の割合は増加しています。



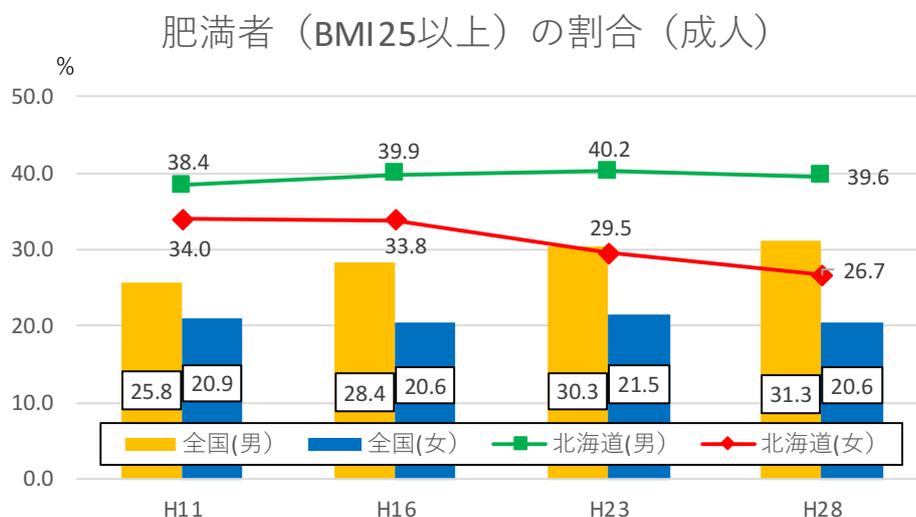
成人1人1日当たり、ジャム除く
 (資料) 北海道保健福祉部「健康づくり道民調査」
 厚生労働省「国民健康・栄養調査」

- 食塩の摂取量は、減少傾向にあり、改善が見られますが、1日当たりの目標値8g以下を上回っています。



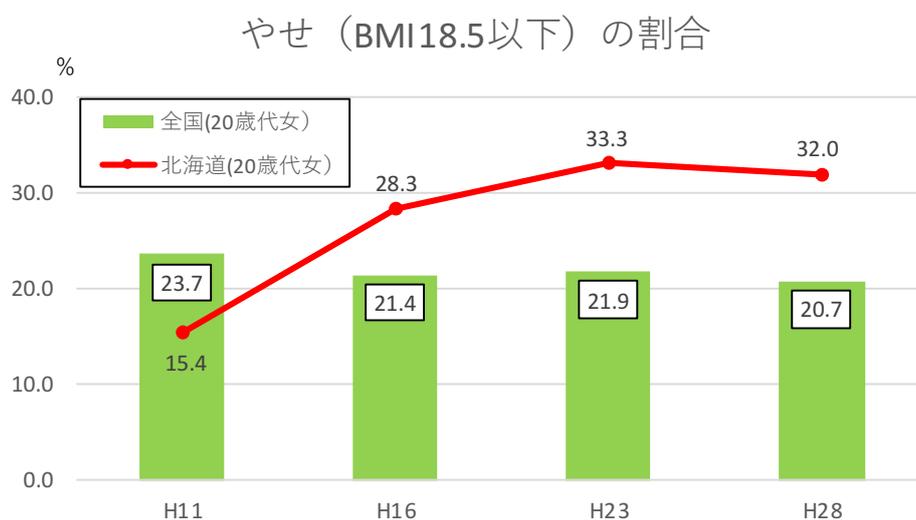
成人1人1日当たり、道目標値はH24まで10g/日未満
 (資料) 北海道保健福祉部「健康づくり道民調査」
 厚生労働省「国民健康・栄養調査」

- 男性、女性ともに、成人の肥満者の割合が高く、全国平均を大きく上回っており、改善が必要です。



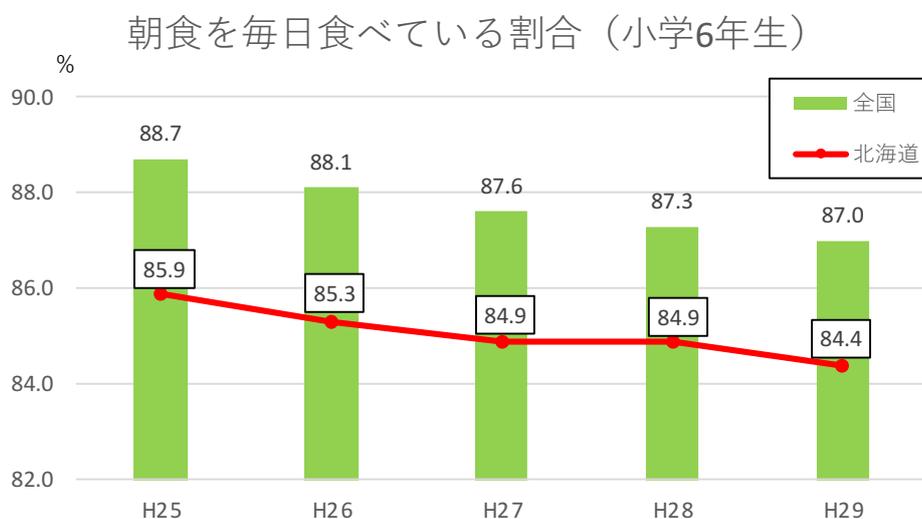
(資料) 北海道保健福祉部「健康づくり道民調査」
厚生労働省「国民健康・栄養調査」

- 一方で、20歳代の女性は、やせの割合が全国平均よりも高くなっています。

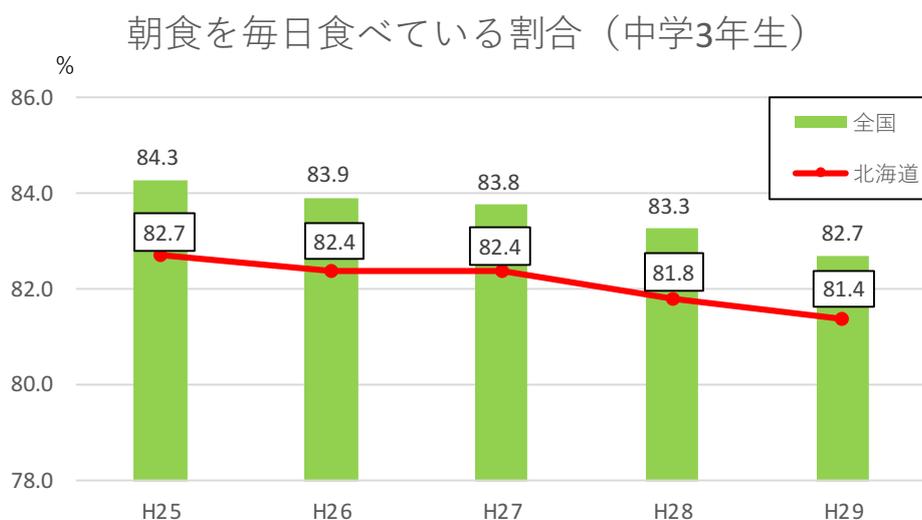


(資料) 北海道保健福祉部「健康づくり道民調査」
厚生労働省「国民健康・栄養調査」

- 児童生徒（小学生、中学生）が毎日朝食を食べる割合は、ここ数年、全国平均を下回る状況が続いています。



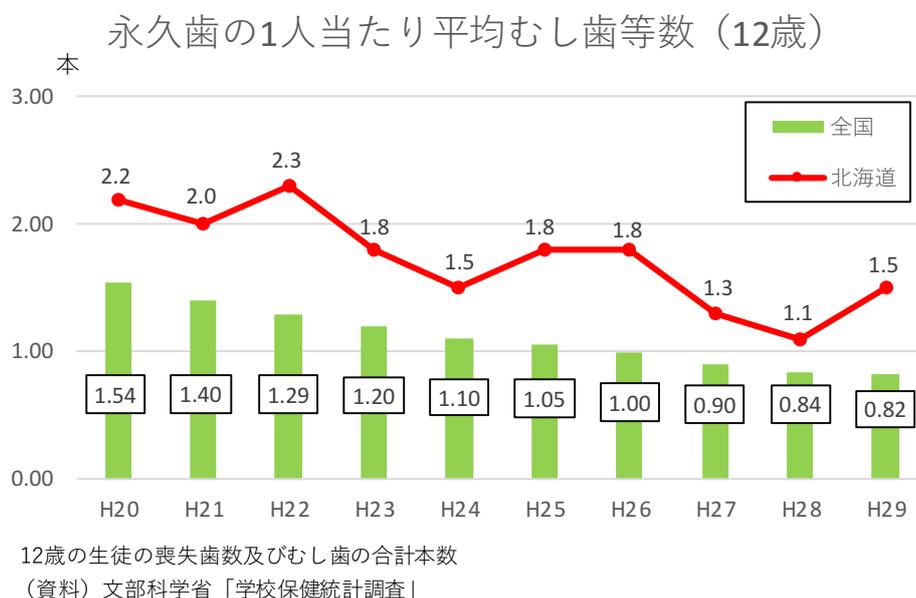
(資料) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」



(資料) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」

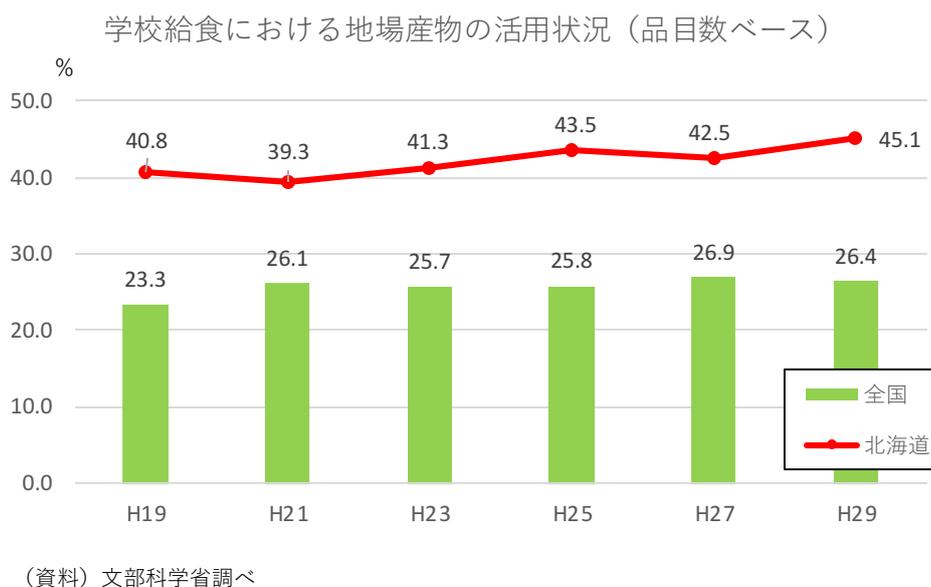


- 歯の健康は、12歳の生徒のむし歯の数が、全国平均より多いものの、おおむね減少傾向で推移しています。

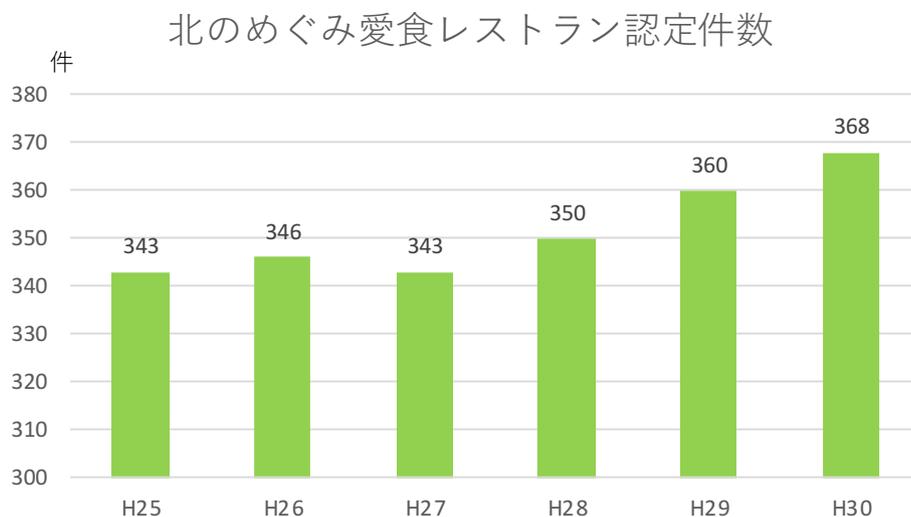


4 地産地消・体験活動

- 学校給食では、主食（米・パン・めん）、牛乳は、ほぼすべて北海道産食材が活用されるなど、地場産物の活用割合（品目数ベース）は、全国平均を上回っています。



- 道産食材を使用したこだわりの料理を提供する「北のめぐみ愛食レストラン（外食店・宿泊施設）」は、増加傾向にあります。



(資料) 北海道農政部食品政策課調べ



北のめぐみ愛食レストラン「ロゴマーク」

- 道産小麦を使用した商品を積極的に販売・提供する麦チェーンサポーター店は、小麦主産地を中心に登録が広がっています（平成30年6月末現在）。

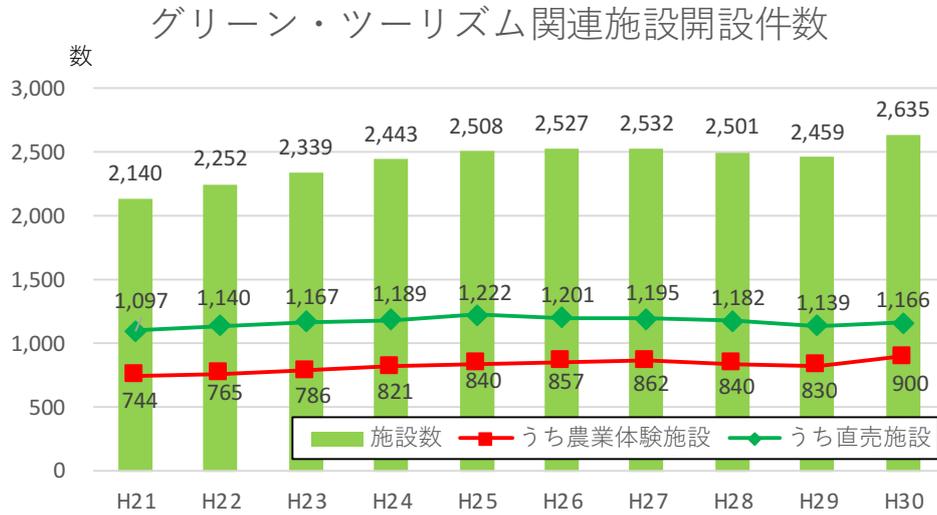
振興局名	業種別登録数									
	ベーカリー	和洋菓子	ラーメン	うどん	イタリアン	その他販売	その他外食	宿泊業	その他	計
空知	7	5		1	2	1			1	17
石狩	74	30	1	3	7	15	30			161
後志	7		1	1	1	2	1			13
胆振	8	1	4		1	2	8			24
日高	1									1
渡島	2	1				1				4
檜山					1					1
上川	26	20	9	2	5	2	10	4		78
留萌		2			1		1			4
宗谷	4	2	1							7
ホーツク	10	8		1	2	11	7		1	40
十勝	20	4	7	1	2	3	12	1		50
釧路	1	1					2	2		6
根室	1					1	2	2		6
合計	161	74	23	9	22	38	73	9	2	411

（資料）北海道農政部食品政策課調べ



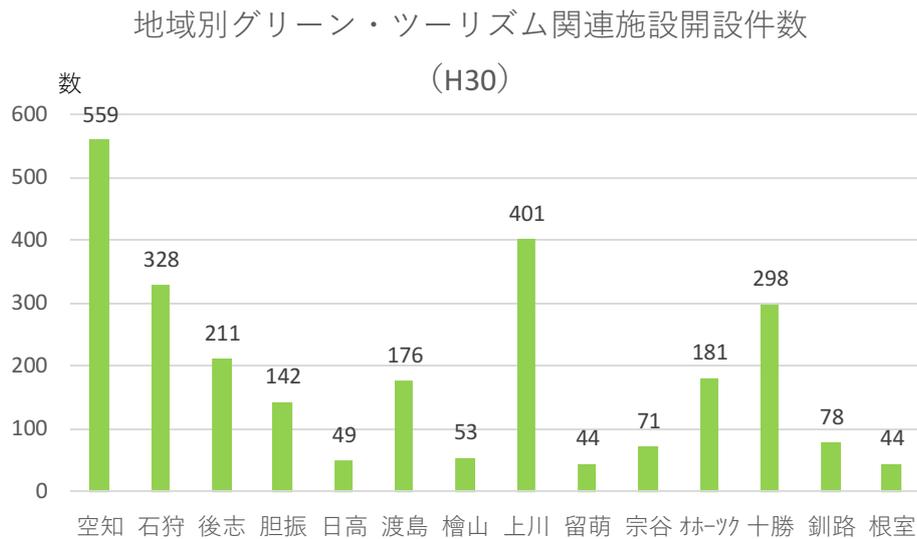
麦チェーンサポーター店「特製プレート」

- 道の駅等の地域の交流拠点に直売や農業体験等の機能を備えて活用する地域もあり、農業体験施設や直売施設は、概ね横ばいで推移しています。



(資料) 北海道農政部「グリーン・ツーリズム関連施設調査」

- 地域別では、空知、石狩などの道央地域や上川地域の開設件数が、特に多くなっています。



(資料) 北海道農政部「グリーン・ツーリズム関連施設調査」

5 環境問題

- 本来は食べられるのに捨てられている「食品ロス」は、全国で 646 万トン（平成 27 年度）発生し、国民 1 人当たりで換算すると、1 年間で 51kg、1 日当たり 139g（茶碗約 1 杯分のご飯の量に相当）を廃棄していることとなります。

内訳は、事業系廃棄物に由来するものが 357 万トン、家庭系廃棄物に由来するものが 289 万トンとなっています。

【食品ロス発生量(国による推計値)の推移】

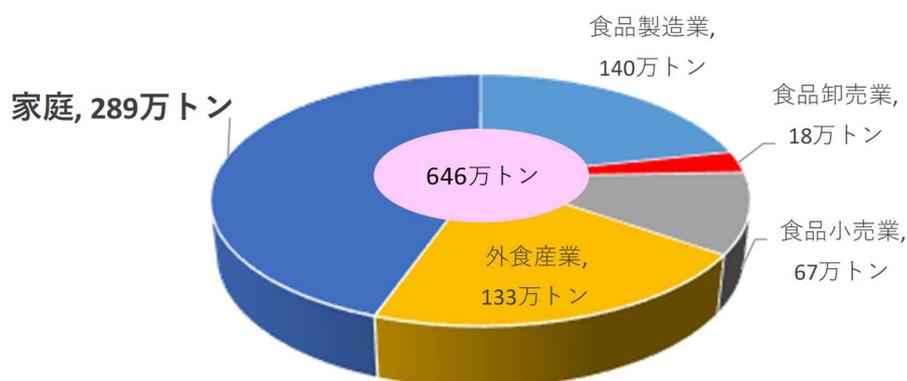
年度	24	25	26	27
食品ロス(万トン/年間)	642	632	621	646
国民1人当たりで換算(kg)	50	50	49	51

資料：WFP、総務省人口推計ほか



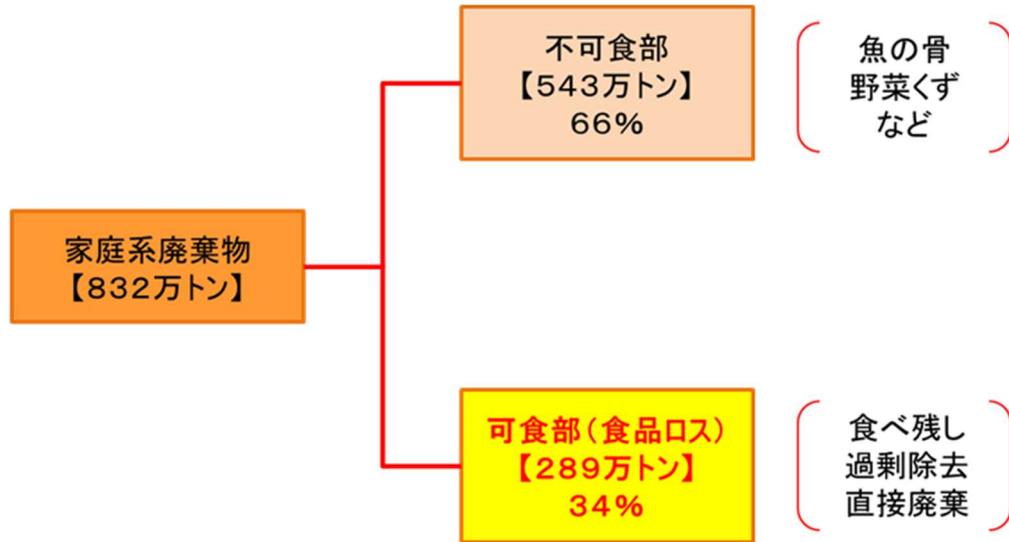
- 食品ロス発生の内訳は、「家庭」が最も多く、食品製造業、外食産業が続いています。

食品ロス発生内訳 (H27)



※内訳は、小数第一位で四捨五入のため、合計と一致しない
(資料) 農林水産省による推計値

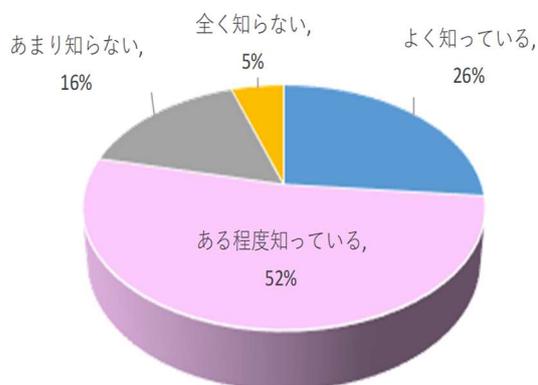
- 家庭系では、食品廃棄物のうち、全体の約3分の1が食べ残しや直接廃棄（食品を未利用のまま捨てること）などにより食品ロスとなっています。



(資料)：農林水産省資料より
 ※不可食部は、北海道農政部食品政策課が推計

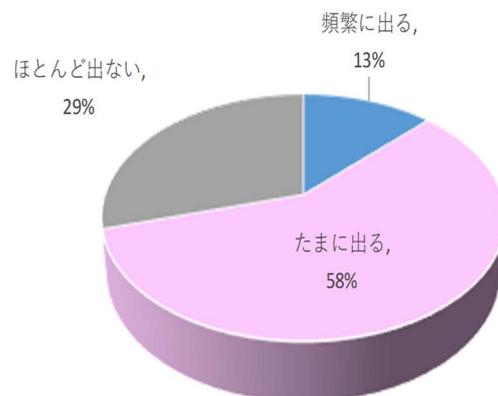
- 道民の食品ロスに関するアンケート調査から、約8割の道民がこの問題を認識していることがわかります。
 また、家庭における食品ロスの発生頻度は、道民の7割が「頻繁に出る」、「たまに出る」と回答しています。

食品ロス問題の認知度



(資料) 北海道農政部食品政策課によるアンケート調査結果

家庭における食品ロスの発生頻度

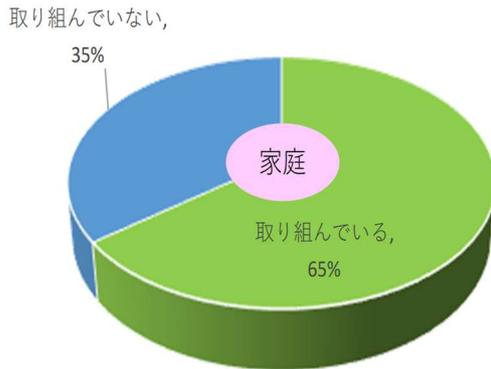


(資料) 北海道農政部食品政策課によるアンケート調査結果

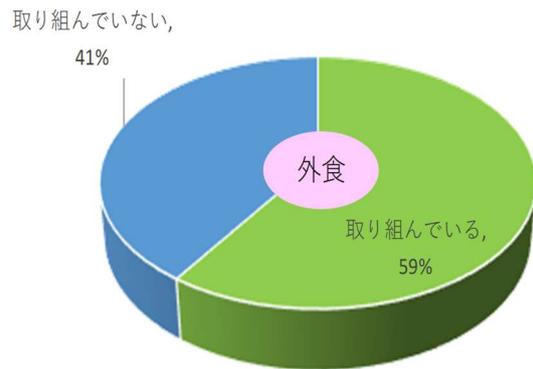
- 食品ロス削減に向けて何らかの取組を行っている割合は、家庭では65%、外出時では59%となっており、食品ロス問題を知っていても取組をしていない層が一定程度いることがわかります。

引き続き、食品ロス削減に向けた普及啓発が必要です。

食品ロス削減の取組状況



(資料) 北海道農政部食品政策課によるアンケート調査結果



(資料) 北海道農政部食品政策課によるアンケート調査結果

北海道 **どさんこ愛食食べきり運動実施中!**

おいしく残さず 食べきろう!
感謝を込めて

食品ロスを減らすために

- 家庭では…
買い物は「計画的に」!
「食べきれ分だけ」調理しよう!
- 外出の時は…
「適量注文」で好き嫌なく完食!
- 宴会の時は…
幹事さんの「食べきろうの声かけ」と
「食べきりタイム」で完食!

問い合わせ
北海道農政部食の安全推進局食品政策課 電話011-204-5427
北海道環境生活部環境局循環型社会推進課 電話011-204-5197
くわしくはこちら! [どさんこ愛食 食べきり対策](#)

北海道 **どさんこ愛食食べきり運動!**

忘年会・新年会は
おいしく残さず 食べきろう!

宴会五箇条

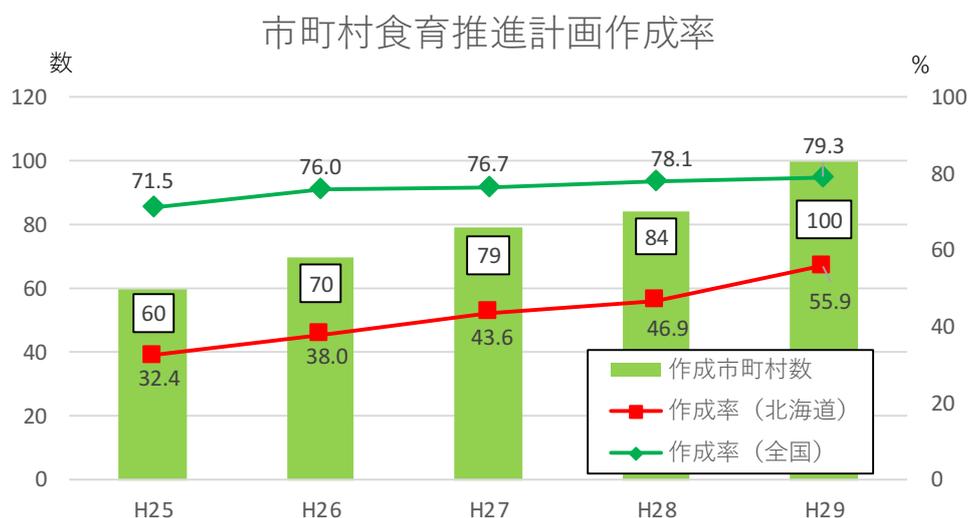
- 其の一 まずは、**適量注文**
- 其の二 幹事さんから「おいしく食べきろう!」の**声かけ**
- 其の三 席を立たずにしっかり食べる **「食べきりタイム!」**をつくろう
- 其の四 食べきれない料理は **仲間で分け合おう**
- 其の五 **目指すは完食!!**でも食べ過ぎ注意。ゴミと身体のダイエットを心がけよう!

問い合わせ
北海道農政部食の安全推進局食品政策課 電話011-204-5427
北海道環境生活部環境局循環型社会推進課 電話011-204-5197
※食品政策課のホームページから、宴会などで使用できる三角柱をダウンロードできます。
詳しくはこちら → [どさんこ愛食 食べきり対策](#)

6 食育推進の基盤

(1) 市町村食育推進計画の作成状況

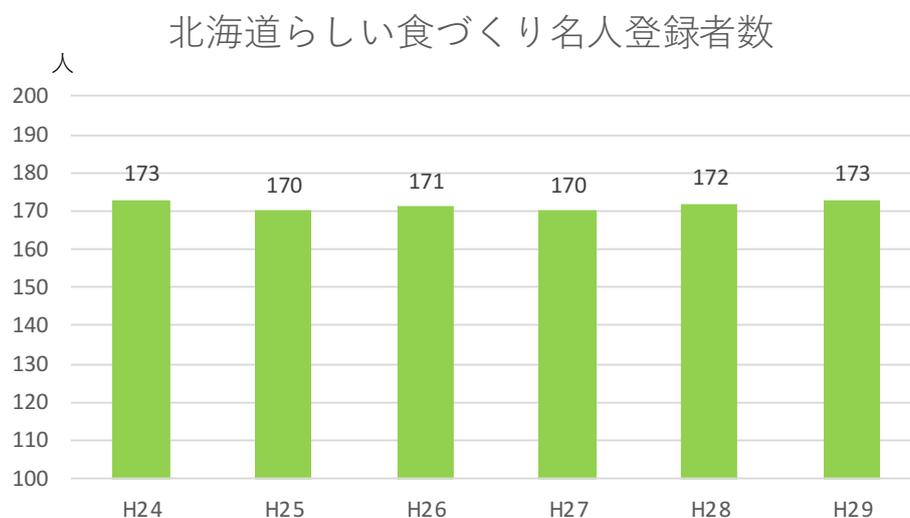
- 市町村食育推進計画の作成率は年々増加していますが、全国平均を下回る状況が続いており、作成率向上に向けた取組が必要です。



(資料) 農林水産省、北海道農政部食品政策課調べ

(2) 北海道らしい食づくり名人の登録者数

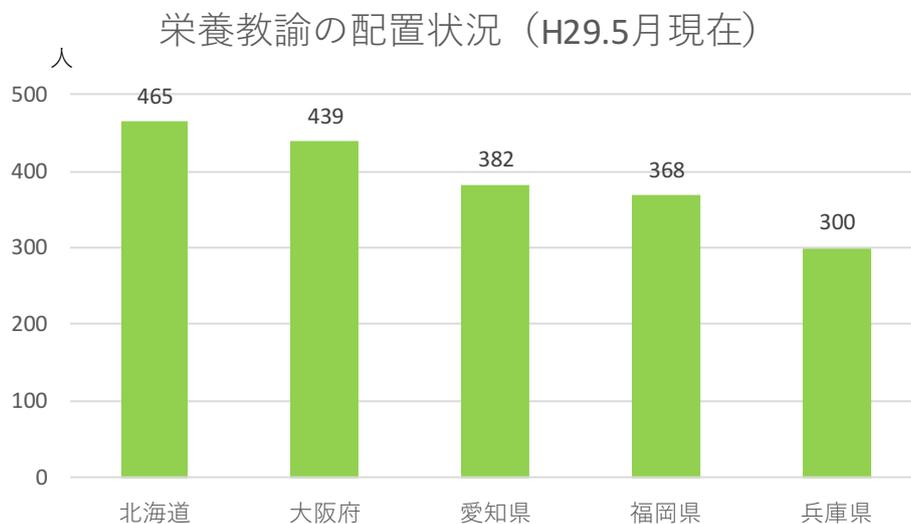
- その土地ならではの農産物や地域が誇るこだわりの加工品、郷土料理を作っている人など、地域の風土や食文化を生かした北海道らしい食づくりを行っている食づくり名人の登録者数は、横ばいで推移しています。



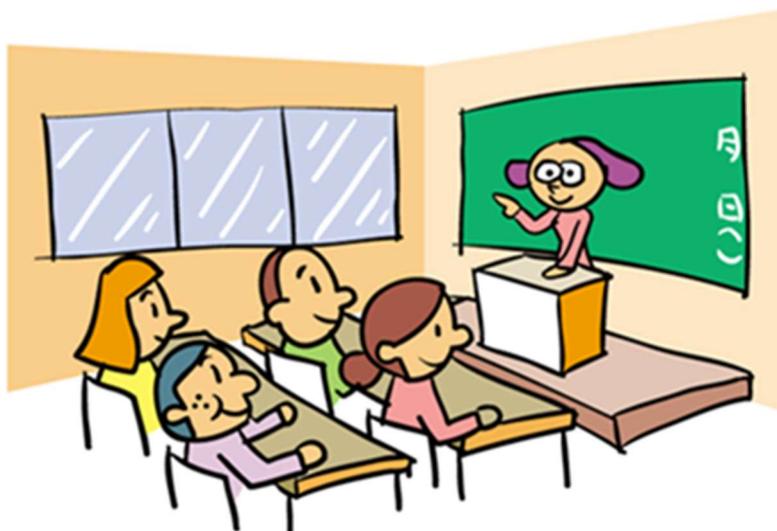
(資料) 北海道農政部食品政策課調べ

(3) 栄養教諭の配置状況

- 児童生徒の栄養指導及び管理を行う栄養教諭の配置数は全国で一番多くなっています。

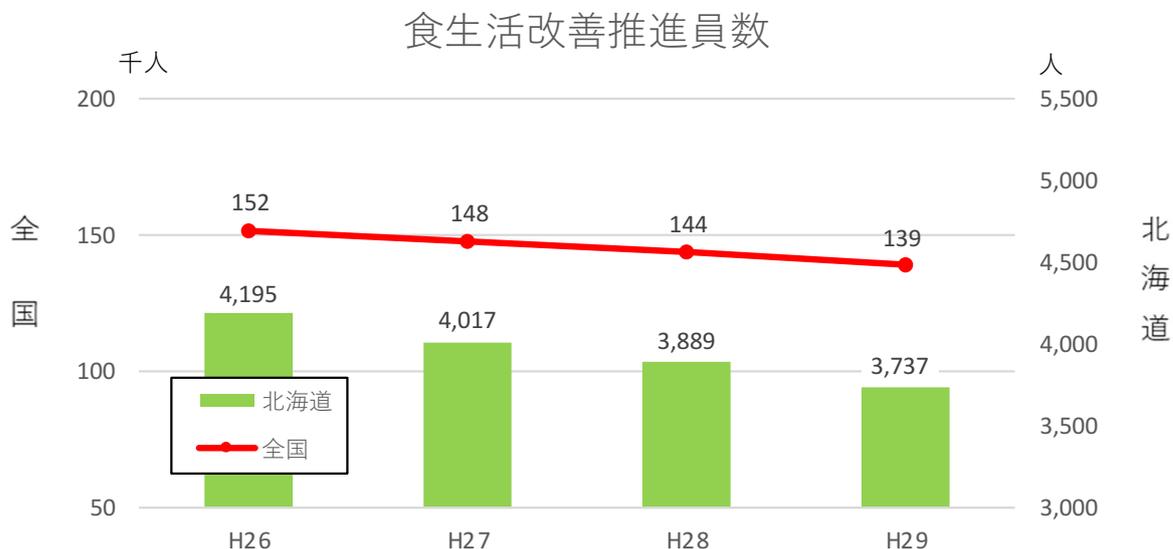


(資料) 文部科学省「栄養教諭の配置状況」



(4) 食生活改善推進員数、販売農家戸数、漁業経営体数

- 高齢化や後継者不足などにより、食育の担い手である食生活改善推進員、農業者・漁業者は年々減少しています。

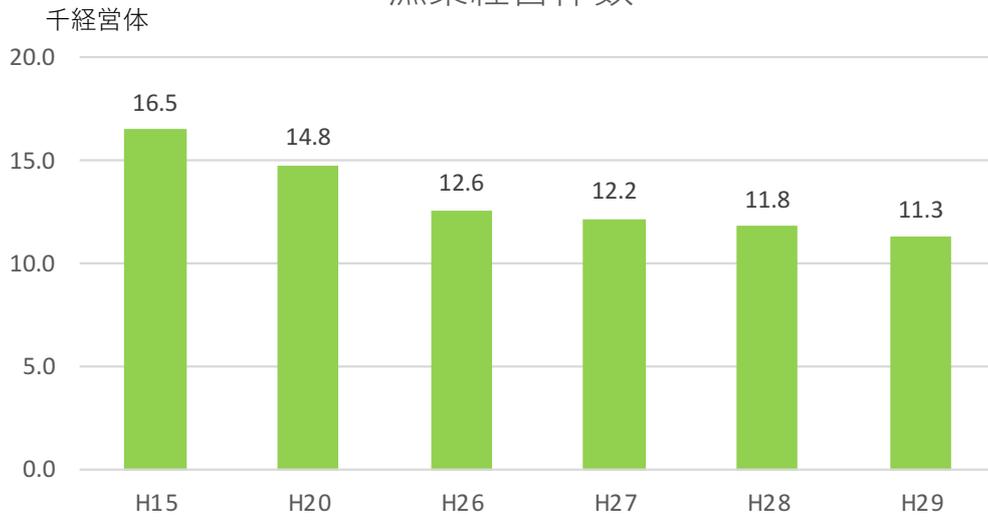


(資料) 北海道：北海道食生活改善推進員協議会調べ
 全国：一般財団法人日本食生活協会調べ



(資料) 農林水産省「農林水産統計」

漁業経営体数



(資料) 農林水産省「農林水産統計」

第3章 食育の推進方針

1 食育のめざす姿

平成17年に「北海道食育推進行動計画」が策定されて以降、道内各地では様々な主体による食育の活動が広がっており、食育は道民の中に着実に根付いてきています。

一方で、道民は、野菜の摂取量が少ないなどの食生活上の課題や、食育の担い手の減少など食育を進める上での課題、更には、食と環境の関係で近年、関心が高まっている食品ロスの問題など新たな課題も出てきております。

第4次北海道食育推進計画では、食育をめぐるこれらの課題や情勢変化等を踏まえながら、食育の意義、大切さを改めて考え、関係機関、団体を含め、道民の皆様と役割を分担しながら、食育を効果的に推進し、北海道の食育が目指すゴールが明確となるよう、「めざす姿」を次のとおり設定し、道民の皆様と共有します。

【めざす姿】 「食」の力で育む心と身体と地域の元気

2 食育推進の視点

食育推進の視点については、第3次北海道食育推進計画で示した「多様性」、「地域性」、「継続性」の3つの視点は食育を進めるための普遍的な視点として踏襲した上で、社会情勢の変化や世界的な課題等に対応する視点として「社会性」を新たに加えた次の4つの視点を踏まえ、取組を進めます。

- 「多様性」－ 食育は、道民一人一人の健康づくりにとどまらず、「食」を産み出す産業、環境、文化といった多様な分野と関わるものです。
- 「地域性」－ 食育の取組は身近な食材や生産現場、食文化などに触れながら行われ、各地域で個性を生かした特徴的な食育が進み、受け継がれることで、地域の豊かさを支えることにつながるものです。
- 「継続性」－ 食育は食に関わる課題解決にとって重要な取組です。食の課題は、社会経済構造や国民の意識の変化に起因するものであり、短期間に問題を解決することは困難であることから、取組を継続的に進めることが必要です。
- 「社会性」－ 高齢化の進展、国連による「持続可能な開発目標」（以下「SDGs」）の推進、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、社会情勢の変化や世界的な課題等に対応し、効果的な食育の取組を進めることが必要です。

3 基本方針と取組の柱

「めざす姿」を実現するため、「健全な食生活」、「食への理解」、「食育推進体制の強化」をキーワードに次の3つの基本方針を設定し、各基本方針の下に10の取組の柱を立て、取組を進めます。

【基本方針1】 心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進

【現状と課題】

- 道民の食生活は、食塩の摂取量のように順調に改善傾向にある一方で、野菜や果物の摂取量が少ない、児童生徒が毎日朝食を食べている割合が全国平均より低いといった課題を抱えています。
- 野菜の摂取不足や朝食の欠食は、肥満や生活習慣病と関連が深く、道民の成人の肥満者の割合や20歳代の女性のやせの割合は、第3次北海道食育推進計画の策定時から改善傾向にあるものの、目標には到達しておらず、全国平均と比べても高い状況です。
- 食育はあらゆる世代に対し実施するものでありますが、道内は、高齢者や高齢者世帯（高齢者単独又は高齢者夫婦）の割合が全国平均より高く、今後もその割合の増加が見込まれること、さらに健康寿命が全国平均より短いことなどから、健全な食生活の実践による肥満や低栄養の回避など高齢者に対する食育の重要性が増しています。
- 食品には、生命の維持に不可欠な栄養素や、体調を整えたり、病気予防の効果が期待できる様々な成分が含まれており、栄養バランスのとれた食生活は、健康の維持・増進につながります。
- 食育基本法に掲げる食育とは、「健全な食生活を実践できる人間を育てる」ことであり、栄養バランスのとれた食生活や正しい食習慣を実践することは、食育の根幹をなすものであることから、子どもから高齢者まで生涯を通じて、心身の健康を支える「健全な食生活の実践」を目指す基本方針を設定し、その下に次の3つの取組の柱を設定します。

【取組の柱】

- (1) 栄養バランスを考えた食事を実践する。
- (2) 基本的な生活習慣を身に付け、規則正しい食生活を実践する。
- (3) 高齢者の健康推進を強化する。

【基本方針2】 「食」に関する理解を深める食育の推進

【現状と課題】

- 北海道は肥沃な大地と豊かな海に育まれた四季折々の旬を感じさせる食材の宝庫であり、この豊かな食材を活用した郷土料理や、アイヌ文化、道外の文化を継承した食文化が存在し、また、生産地が近く、様々な体験活動等を通じ、消費者と生産者の顔が見える関係が築きやすいなど食育の推進に適した環境です。
- 環境に配慮した食育の一環として、食べ残しや賞味期限切れなどにより、まだ、食べられる食品が捨てられる、いわゆる「食品ロス」について関心が高まっており、その削減に向けた普及啓発の重要性が増しています。
- 食品表示法等の制定、改正により、栄養成分表示の義務化、機能性表示食品制度の導入、すべての加工食品への原料原産地表示の義務化など食に関する新たな情報が増える一方、インターネットの普及により様々な情報へのアクセスが容易になってきていることから、食に関する正しい情報を理解する重要性が高まっています。
- 健全な食生活を実践するためには、道民一人一人が食の生産から消費に至る幅広い段階において、食の循環や環境との関係、地域の食文化、食品の持つ栄養や機能性、災害時の食料の大切さなど様々な視点からの食への理解と食に関する正しい知識を得ることが重要であるため、「食への理解を深める」ことを目指す基本方針を設定し、その下に次の4つの取組の柱を設定します。

【取組の柱】

- (1) 食と環境の関係を考え、行動する。
- (2) 地域の食を知り、伝える。
- (3) 地産地消の意義を知り、実践する。
- (4) 食に関する情報を正しく理解する

【基本方針3】 本道の食育推進体制の強化

【現状と課題】

- 平成17年12月に最初の食育推進計画を作成して以来、道では、食に関する有識者を登録、派遣する「北海道食育コーディネーター制度」や地域の風土や食文化などを生かした北海道らしい食づくりを行っている方々を登録し、名人の持つ「技」などを公開する「北海道らしい食づくり名人登録制度」の導入、道内における食育の推進に貢献している個人または団体を表彰する「北海道食育推進優良活動表彰」の創設、北海道の食育に関する検討や情報交換を行うため、全道の食育に関わる様々な団体で構成する「どさんこ食育推進協議会」や各振興局の「食育推進ネットワーク会議」の設置・運営を進めるなど食育を推進する基盤づくりに取り組んでいます。
- また、学校における食育の推進に中心的な役割を担う栄養教諭の任用は進んでいるものの、全教職員が連携、協力した組織的な食育推進体制が十分ではないといった課題もあります。
- 食育は様々な分野の多様な主体が取り組んでおり、市町村をはじめ関係機関・団体などによる取組の件数も着実に増加していますが、一方で、地域の食育を担うボランティアなどの減少や高齢化も進んでいるほか、食にふれあい、食への理解を深めることができる農林漁業の体験施設などの担い手が高齢化などにより減少しています。
こうした食育の担い手の減少は課題ではありますが、道内人口の急速な減少や高齢化などの状況を踏まえると、担い手の数を拡大することは容易ではありません。
- 担い手の減少などを補い、食育の取組を一層推進するためには、既存の基盤や人材の更なる活用を図ることが重要であり、食に関わる様々な人材の育成や連携強化などを図っていくことにより、「推進体制の強化」を目指す基本方針を設定し、その下に次の3つの取組の柱を設定します。

【取組の柱】

- (1) 農林漁業者など食に関わる関係者のネットワークを強化する。
- (2) 食育を進める人材を育成・活用する。
- (3) 食育を推進する基盤づくりを進める。

第4章 推進施策

1 心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進

(1) 栄養バランスを考えた食事を実践する

ア 乳・幼児期からの食育の推進

- ① 給食施設指導を通じた食育の推進や幼児向け指導媒体の使用の普及に努めます。
- ② 保育所等における食育計画の策定に向けて、市町村等と連携し、情報提供を行うなど食育が計画的に実施できるよう支援します。

イ 食生活に関する正しい知識の普及

- ① 「北海道版食事バランスガイド」（どさんこ食事バランスガイド）を用いて望ましい食事の組合せや食事量など正しい知識の普及を図ります。
- ② 健康づくりに栄養成分表示が活用されるよう普及啓発を行います。
- ③ スーパーやコンビニエンスストア等と連携し、バランスのとれた食生活の実践ができるよう食環境整備を推進します。

ウ 魚食の普及

- ① 次代を担う子どもたちを対象として、学習機会の創出や学校給食での水産物利用の促進などにより魚食習慣の定着を図ります。

エ 学校給食を活用した食に関する指導の充実

- ① 児童生徒が学校給食を通して、日常又は将来の食事作りにつなげることができるよう、学校給食の食事内容の充実に努めるとともに、給食の時間と各教科等の指導内容を相互に関連付けた食に関する指導の充実を図られるよう取り組みます。

オ 若い世代や子育て世代向け料理教室等の開催

- ① 若い世代や子育て世代に対して料理教室や体験活動等を実施します。

カ スポーツと連携した食育の推進

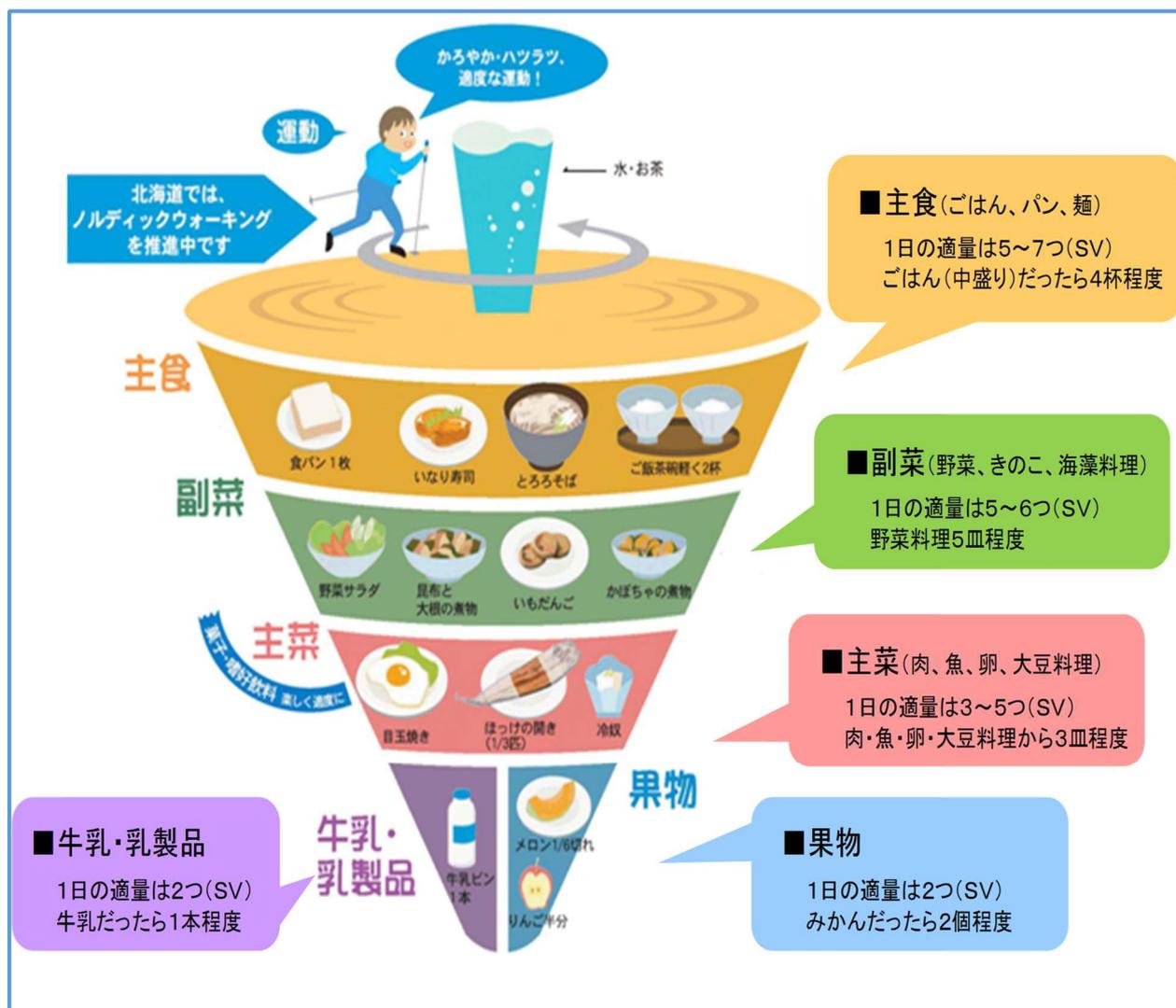
- ① 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などスポーツへの関心の高まりを契機として、スポーツと連携した食育を推進します。
- ② 特に、子どもや若い世代、子育て世代に対して、企業・団体等と連携し、アスリートとの交流などを通じ、食育を推進します。

【食品の機能性について】

食品には1次機能（栄養素：身体に対する栄養素の働き）、2次機能（美味しさ：感覚器官に対する香味成分の働き）、3次機能（生体調整機能）の3つの機能があるとされており、近年、3次機能に関して、食品の持つ様々な成分の機能性を解明する研究が進んでいます。

食品の保健機能を表示できる保健機能食品制度には、これまでの特定保健用食品、栄養機能食品に加え、平成 27 年には新たに機能性表示食品が加わり、対象となる食品数が増加しています。

【どさんこ食事バランスガイド】



- 「どさんこ食事バランスガイド」は、普段食べる料理を「主食」、「副菜」、「主菜」、「牛乳・乳製品」、「果物」に分けて、それをコマの形のイラストにあてはめ、1日に必要な食事の量を分かりやすく表したものです。コマの形に合わせて食べる量を意識することで、栄養バランスのとれた健康的な食習慣を気軽に身に付けることができます。
- 1日の望ましい食事量について、料理を基準に「茶碗1杯」、「小鉢1皿」など普段使う食器の大きさに合わせて目安を分かりやすく示し、1つ【1SV（サービング）】というように摂取量を示しています。1つ（SV）に相当する量は次のとおりです。
 - 主食：ご飯を茶碗で軽く1杯
 - 副菜：小鉢1つ分量
 - 主菜：鶏卵1個程度で作る料理
 - 牛乳、乳製品：牛乳コップ半分（100ml）
 - 果物：りんご半分程度
- 食生活に係る課題は各年代で異なることから、「どさんこ食事バランスガイド」は学齢期から高年期までライフステージ別に6種類が用意されています。

【食事と健康の関係について】

◆バランスの良い食事は長寿と関係しています

「食事バランスガイド」に沿った食事をする栄養バランスの良い食習慣の人は、そうでない人と比較して、総死亡のリスクが最大で15%低下したという研究結果の報告があります。

◆病気のリスク低下に関係している食事パターンがあります

- ・ がん（胃がん・大腸がん・乳がん）は、野菜類、果物類、豆類、乳類をよく食べ、肉類やアルコール飲料などが控えめな食事パターンでは発症リスクが低いという報告があります。
- ・ 脳血管疾患や心疾患は、野菜類、果物類、豆類、海藻類、魚介類、乳類をよく食べ、肉類などが控えめな食事パターンでは死亡リスクが低いという報告があります。
- ・ 糖尿病は、野菜類、いも類、果物類、豆類、海藻類をよく食べる食事パターンでは発症リスクが低いという報告があります。

※ 「食育」ってどんないいことがあるの？」（農林水産省）<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/evidence/>を参考に作成

（２）基本的な生活習慣を身に付け、規則正しい食生活を実践する

ア 早寝早起き朝ごはん運動の推進

- ① 毎年7～8月、12～1月を「早寝早起き朝ごはん」運動啓発強化期間と設定し、各種イベント等を実施します。
- ② 子どもたちの生活習慣の改善に資する各種フォーラム、研修会を開催します。
- ③ 啓発資料「どさんこ早寝早起き朝ごはん」運動リーフレットを作成、配布します。

イ 乳・幼児期からの食育の推進（再掲）

- ① 給食施設指導を通じた食育の推進や幼児向け指導媒体の使用の普及に努めます。
- ② 保育所等における食育計画の策定に向けて、市町村等と連携し、情報提供を行うなど食育が計画的に実施できるよう支援します。

ウ 歯・口腔の健康づくりの推進

- ① 乳幼児の時から生涯にわたって歯を大切にする8020運動を推進します。
- ② 歯科口腔保健における食育を推進します。

エ 生活習慣病の予防と改善

- ① 市町村や医療保険者等と連携し、特定健康診査、特定保健指導の充実に努めます。
- ② 職域と連携し、生活習慣病の予防の取組を実施します。

オ 学校・家庭・地域が連携、協働した食育の推進

- ① 望ましい生活習慣の育成や食生活に関する指導など、各教科等における食に関する指導の充実が図られるよう取り組みます。
- ② 学校給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、配膳、食器の並べ方、食事のマナーなどを習得させるなど学級担任等による給食指導の充実が図られるよう取り組みます。

【いただきます・ごちそうさまの語源】

【いただきますの語源】

「いただく」とは「もらう」の謙譲語。

ほかのいのちをいただく、という意味です。

私たちは、ほかの生き物のいのちをいただき、自分のいのちを養っています。食べものを粗末にすることは、ほかのいのちを粗末にすることです。

いつも感謝の気持ちをこめて、食事の前に「いただきます」とあいさつしましょう。



【ごちそうさまの語源】

「ごちそうさま」は、「ご馳走様」と書きます。このことばには「食事を作るために食材を育てたり、集めたり、料理をしたり、駆け回ってくださりありがとうございました」という意味がこめられています。

食事のあとには忘れずに「ごちそうさま」とあいさつしましょう。

「いただきますからはじめよう みんなの食育講座」

(毎日新聞北海道支社報道部編平成16年寿郎社)より

(3) 高齢者の健康推進を強化する【重点事項】

ア 高齢者の食育に関する理解促進・機運醸成

- ① 人口減少・少子高齢化社会における健康寿命を延ばすことの重要性や、健康づくりや生活習慣病の予防・改善に向けた食育の必要性について、理解の促進を図ります。
- ② 市町村、ボランティア団体、企業、メディア等と連携し、各種広報媒体やイベントなど様々な機会を活用し、高齢者への食育講座や料理教室等を実施するとともに市町村、団体等が実施する取組を支援します。
- ③ 健康に良い食生活につながる道産食材や料理の普及など、高齢者が手軽に実践できる具体的な取組を提案するとともに、飲食店や食品関連事業者、高齢者関連団体などと連携し、それぞれの立場で実践できる高齢者の食育に向けた取組や優良事例などについて共有しながら、新たな道民行動として社会全体での機運醸成を図ります。

イ 歯・口腔の健康づくりの推進

- ① 生涯にわたって歯を大切にする8020運動を推進します。
- ② オーラルフレイルは、早期の対応により健康な状態に近づくことができることから、高齢者が定期的な歯科検診を受けたり、介護予防の取組に参加するよう普及啓発を行います。

2 「食」に関する理解を深める食育の推進

(1) 食と環境の関係を考え、行動する【重点事項】

ア 食品ロス削減に向けた「どさんこ愛食食べきり運動」の推進

- ① 食品ロスの現状や社会へ与える影響、削減の意義等について、理解の促進を図るとともに、「どさんこ愛食食べきり運動」を道の「北海道SDGs推進ビジョン」に位置付け、持続可能な地域社会形成に向けた北海道全体の主体的な取組として推進します。
- ② 市町村や団体、企業、メディア、大学等と連携し、各種広報媒体やイベントなど様々な機会を活用し、「どさんこ愛食食べきり運動」の普及啓発を実施します。
- ③ 外食や宴会での「食べきりキャンペーン」のほか、家庭や買い物での留意点、賞味期限や消費期限の違いなど、様々な場面において手軽に実践できる具体的な知識や取組を提案するなどし、道民行動としての定着を図ります。
- ④ 飲食店や食品関連事業者などと連携し、それぞれの立場で実践できる食品ロス削減に向けた取組や優良事例などについて、広く道内に発信し、社会全体での機運醸成を図ります。
- ⑤ 適切な栄養管理と食に関する指導の充実による学校給食の残食率の改善に向けた取組を推進します。

イ 3R（スリーアール）の普及啓発活動

- ① 家庭から排出される生ごみを始めとしたごみの排出抑制を促進するため3R（リデュース、リユース、リサイクル）の普及啓発活動を実施します。

ウ 環境教育の推進

- ① 環境問題を身近なものとして受け止め、具体的な環境保全活動の実践に結びつけることができるよう、子どもから大人までを対象とした参加・体験型の環境教育プログラムやワークショップなどの人材育成を実施し、環境教育を推進します。

エ クリーン農業や有機農業に対する理解の促進

- ① クリーン農業や有機農業が環境保全に果たす役割や多様な価値等について、消費者の理解を深めるため、道のホームページや啓発資料等を活用して発信するとともに、消費者等への出前講座、水田での生きもの調査、有機農産物等のPR販売会、農作業体験などを実施します。
- ② クリーン農業のイメージキャラクター（ハタケダ博士&くりーんだね）の活用やセミナーの開催などにより、YES! clean 表示制度を普及啓発します。
- ③ YES! clean 農産物や有機農産物の学校給食での利用促進を図ります。

【どさんこ愛食食べきり運動】

家庭での食べ残しや小売店での売れ残りなど、まだ、食べられる状態であるにもかかわらず捨てられる食品、いわゆる「食品ロス」は、国の推計では平成27年度で年間646万トン発生しており、これは世界全体の食料援助量の約2倍に当たり、日本人全員が毎日139g（茶碗約1杯分）を捨てている計算になります。

道では、食品ロスの削減に向け、「おいしく残さず食べきろう！」をスローガンに「どさんこ愛食食べきり運動」を進めています。



どさんこ愛食食べきり運動

【宴会5箇条啓発カード】

どさんこ愛食食べきり運動

【宴会5箇条】

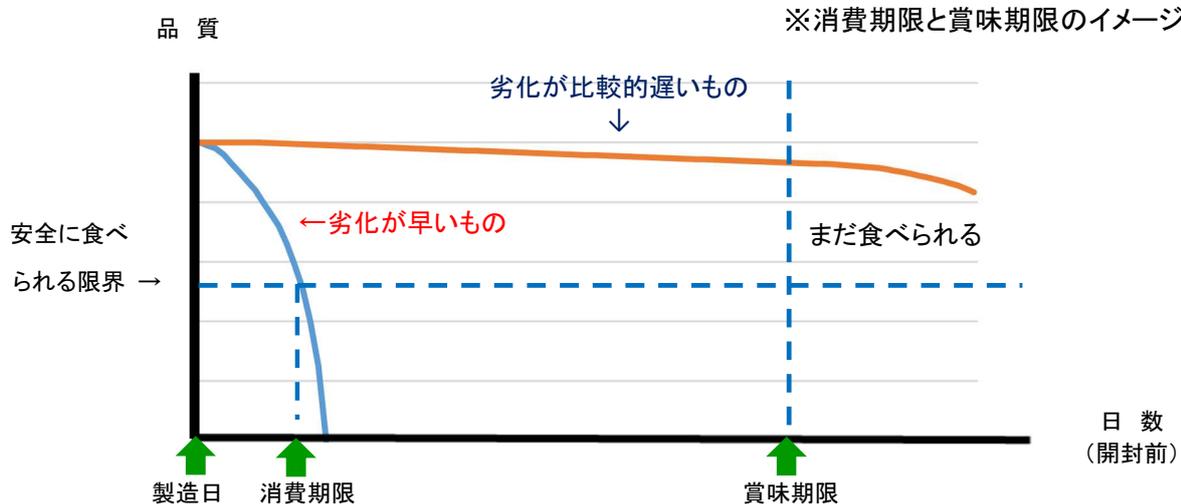
- 1 まず、**適量注文**
- 2 幹事さんから「おいしく食べきろう！」の**声かけ**
- 3 席を立たずに**しっかり食べる「食べきりタイム！」**
- 4 食べきれない料理は**仲間**で**シェア**
- 5 目指すは**完食！！**
でも**食べ過ぎ注意。**
ゴミと**身体**の**ダイエット**

【幼児向け絵本】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/data/advance/leftover.htm>

【消費期限と賞味期限の違い】

	消費期限	賞味期限
意味	期限を過ぎたら食べない方が 良い 期限	おいしく 食べる ことができる期限
表示	年月日	3ヶ月を超えると年月、3ヶ月以内は年月日
対象	弁当、サンドイッチ、総菜、ケーキなど	缶詰、レトルト食品、カップ麺など



【持続可能な開発目標（SDGs）と食品ロス】

2015年9月、国連で150を超える加盟国首脳が参加の下、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、その中核として17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」が掲げられました。

そのターゲットのひとつとして、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」があります。（ターゲット12.3）

【国連が採択した17のゴール】



(2) 地域の食を知り、伝える

ア 農林漁業体験活動の促進、支援

- ① 地域の生産者団体・他機関等と連携し、児童生徒に対し、農林漁業体験や食品の調理に関する体験の機会の提供等を推進します。
- ② 地域の多様な主体が、食や農林漁業体験等を地域ぐるみで提供する「農村ツーリズム」を推進するため、研修会等を開催します。
- ③ 市町村、団体等が実施する農林漁業体験の取組を支援します。

【農業分野】

- ④ 農作業体験や加工体験等により、道民の農業・農村の理解を深める「ふれあいファーム」の活動を支援します。
- ⑤ 採用1年目の栄養教諭を対象に、農業者宅にホームステイし、農業体験等を行う研修を実施します。

【水産分野】

- ⑥ 学校関係者や消費者団体などと連携して、料理教室や漁業体験などを通じ、道民と地域の生産者との交流を促進します。

【林業分野】

- ⑦ 木育を息の長い道民運動として展開するため、木育を普及する専門家を育成するとともに、多様な主体との連携による木育の取組を実施します。(子育て支援と木育・食育に関する普及啓発イベントの開催)
- ⑧ 漁協女性部が地域住民と連携し、協働により取り組んでいる植樹・育樹活動に対して支援します。

イ 研究所における視察の促進

- ① 地域食品加工技術センターで視察者に対して取組を説明するとともに、センターが関わった食品製造業者等の取組を紹介します。

ウ 食文化の継承

- ① 地域の風土や食文化などを生かした北海道らしい食づくりを行うために必要な知識や技術を有する「北海道らしい食づくり名人」の登録を進め、ホームページやメールマガジン等を活用し、食づくり名人の活動を広く紹介するとともに、食づくり名人のネットワーク化を図ります。
- ② 各地域において食づくり名人を指導者として活用することにより、本道における食の担い手を育成するとともに、伝統的な北海道の食文化の継承を図ります。
- ③ 札幌黄や八列とうきび、黒千石など地域の特性に合ったいわゆる伝統的な在来種について、地域ならではの食文化として育みます。

(3) 地産地消の意義を知り、実践する

ア 地産地消の促進

- ① 道民が道産の食品を積極的に選択する「愛食の日(どんどん食べよう道産DAY)」(毎月第3土・日曜日)について、普及啓発等の取組を積極的に推進します。
- ② 高品質・良食味米の安定生産や、業務用など用途に応じた生産を推進するとともに、農業団体や流通・小売企業等と連携した幅広いPR活動などを通じて、北海道米のブランド力の向上・定着と需要の確保を図ります。
- ③ 消費者や実需者のニーズに応じた小麦の生産を促進するとともに、道産小麦を使用した地域色豊かな商品開発などにより、道内における輸入小麦から道産小麦への利用転換を図る「麦チェン」の取組を積極的に進めます。
- ④ 次代を担う子どもたちを対象として、学習機会の創出や学校給食での水産物利用の促進などにより魚食習慣の定着を図ります。(再掲)
- ⑤ きのこ品評会展示会、産地直売会や農業・農村フェスタなどの場を活用してPRし、きのこの消費拡大を図ります。
- ⑥ 札幌黄や八列とうきび、黒千石など地域の特性に合ったいわゆる伝統的な在来種について、地域ならではの食文化として育みます。(再掲)

イ 学校給食を活用した食に関する指導の充実

- ① 学校給食に地場産物を積極的に取り入れ、道産食材の特徴や利点への理解を促す取組を推進します。
- ② 学校給食に地場産物や郷土に伝わる料理を積極的に取り入れ、児童生徒が郷土に関心を寄せる心を育むとともに、地域の食文化の理解と継承につながるよう、食に関する指導の充実を図る取組を推進します。

【愛食の日】

道では、地元でとれた農水産物を地元で消費する「地産地消」をはじめ、食に関して必要な知識を学び実践する「食育」を総合的に推進するため、道民運動として、関係者が一体となって「愛食運動」に取り組んでいます。

平成16年度には、この運動の中の「地産地消」を具体的に推進するため、道民購買行動に直接結びつく仕組みづくりとして「愛食の日」を制定し、キャッチフレーズ等を一般から公募しました。

また、ロゴマークも作成しています。

- 愛 称=どんどん食べよう道産DAY
- 日にち=毎月第3土曜日と日曜日
- キャッチフレーズ=おいしいですよ北海道



<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/dosanday/aisyokutop.htm>

(4) 食に関する情報を正しく理解する

ア 食品表示等に関する法律や制度の普及啓発

- ① 食品表示に係る正しい知識の向上のため、事業者等を対象に「食の安全・安心セミナー」を開催します。(食品表示法)
- ② パンフレット等の配布や各種イベント等による啓発活動を進めます。(食品表示法、食品衛生法、健康増進法)
- ③ ガイドブック等の配布や各種イベント等による啓発活動、「ハサップくん」による啓発を進めます。(北海道 HACCP 自主衛生管理認証制度)
- ④ ヘルシーD o フェアの開催などにより、制度や制度に基づく認定品のPRを実施します。(北海道食品機能性表示制度)
- ⑤ ホームページでの周知やパンフレット等の配布などにより、消費者等へ食品表示の普及啓発を行います。(道産食品独自認証制度、道産食品登録制度、YES!Clean 表示制度、有機 JAS 規格)

イ その他食に関する情報の提供

- ① 北海道農業・農村情報誌「confa (コンファ)」の発行などの普及啓発により、農業・農村に対する道民の理解を深める取組を進めます。
- ② インターネットの活用や水産関係者と連携した出前授業の取組など、水産業や漁村に関する情報提供の充実に努めます。
- ③ メールマガジン、ホームページ、SNS等各種媒体を活用し、食品の持つ栄養や機能性など食に関する様々な情報発信を強化するとともに、リスクコミュニケーションの効果的な実施に努めます。

ウ クリーン農業や有機農業に対する理解の促進(再掲)

- ① クリーン農業や有機農業が環境保全に果たす役割や多様な価値等について、消費者の理解を深めるため、道のホームページや啓発資料等を活用して発信するとともに、消費者等への出前講座、水田での生きもの調査、有機農産物等のPR販売会、農作業体験などを実施します。
- ② クリーン農業のイメージキャラクター(ハタケダ博士&くりーんだね)の活用やセミナーの開催などにより、YES! clean 表示制度を普及啓発します。
- ③ YES! clean 農産物や有機農産物の学校給食での利用促進を図ります。

エ 学校給食を活用した食に関する指導の充実

- ① 学級担任等と栄養教諭が連携し、献立に使用する食品の産地や栄養に関する情報、献立のねらいを示した献立計画をもとに、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図る取組を推進します。

【道産食品独自認証制度】

北海道の原材料にこだわり、高い技術を生かして生産された安全で優れた北海道産の食品で、品目ごとに定められた基準を満たしたものを認証する制度であり、認証された食品には「きらりっぷマーク」を表示しています。

平成 30 年 9 月末現在、ハム類、ナチュラルチーズ、日本酒、熟成塩蔵さけ（山漬け）など、21 品目の認証基準が設定されており、このうち 14 品目で 55 商品が認証されています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/shokuan/ninshou/seido.htm>



【道産食品登録制度】

北海道の豊かな自然環境の下で生産された原材料を使用して、北海道内で製造・加工された道産へのこだわりの加工食品を登録する制度であり、登録された加工食品には「登録マーク」を表示しています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/shokuan/ninshou/dousantourouku.htm>



【YES! clean 表示制度】

「北のクリーン農産物 (YES! clean) 表示制度」は、クリーン農業の取組をより一層進めるために、農業団体や消費者団体、道などで構成する北海道クリーン農業推進協議会が取り組んでいる表示制度です。

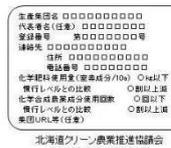
この制度は化学肥料や化学合成農薬の使用を一定基準以上低減した農産物を生産する集団を登録する仕組みで、消費者のみなさんに YES! clean 農産物を知っていただくために『YES! clean マーク』を表示しています。

平成 29 年度末時点で 276 集団、53 品目が登録されています。

<http://www.yesclean.jp/>



北海道安心ラベル



北海道クリーン農業推進協議会
<http://www.yesclean.jp/>

【北海道 HACCP 自主衛生管理認証制度】

食品の製造・加工・販売施設などについて、HACCPによる自主衛生管理が適切に行われているかどうかを審査し、道が定める基準に達しているものを認証する制度です。平成 30 年 12 月末までに累計 218 施設、252 食品群が認証を取得しています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/haccp/haccp-ninsyou.htm>

※HACCPとは、より安全な食品を提供するために考えられた食品の衛生管理システムです。平成 30 年 6 月の食品衛生法改正により、原則すべての食品等事業者を対象に HACCPに沿った衛生管理を導入することとされました。



【北海道食品機能性表示制度】

道産食品に含まれている機能性成分に関して「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」が行われている事実を認定した加工食品に表示されます。

平成 30 年 9 月現在、57 社から 106 商品が認定されています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/ks/hyouziseido.htm>

(北海道庁)

<http://www.h-food.or.jp/>

(フード特区機構)



3 本道の食育推進体制の強化

(1) 農林漁業者など食に関わる関係者のネットワークを強化する【重点事項】

ア 食育推進ネットワークの強化

- ① 各振興局における食育推進ネットワークの構成団体に、新たに食づくり名人、農業者・漁業者（青年部・女性部）、農業協同組合、漁業協同組合、管理栄養士、栄養教諭、民間事業者など食に関わる人材を加えネットワークを強化するとともに、食育推進ネットワークが主体となった取組を進めます。

イ 地域におけるネットワーク構築の支援

- ① 地域の特性を生かした食育を進めるため、市町村を中心とした地域における関係者間のネットワークの構築等に対する支援を行います。

ウ 食育の推進に資する会議の開催

- ① 本道の食育に関する協議、検討や食育に関する情報交換を行うため、食育に関わる全道の幅広い機関・団体で構成する「どさんこ食育推進協議会」を開催します。
- ② 食育の情報交換や関係者間の連携を図ることなどにより、地域における食育の取組を効果的に推進していくため、関係機関等で構成する「食育推進ネットワーク会議」を開催します。
- ③ 庁内の関係部局間の連携を図り、食育に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、「食育推進連絡会議」を開催します。

エ 民間団体、事業者と連携した取組の推進

- ① 6月の「食育月間」を中心に、食品事業者などと連携し、啓発活動を実施します。
- ② 民間団体等が実施する研修会や勉強会において、食育に関する講義を実施します。

(2) 食育を進める人材を育成・活用する

ア 栄養教諭や食育の指導者の資質向上

- ① 栄養教諭等を対象に、「教員育成指標」を踏まえて策定する「教員研修計画」に基づき、初任段階、中堅段階、ベテラン段階などの教員のキャリアステージに応じた研修や本道の教育課題に対応する専門性・実践的指導力を高める研修を実施します。
- ② 採用1年目の栄養教諭を対象に、農業者宅にホームステイし、農業体験等を行う研修を実施します。（再掲）
- ③ 市町村栄養士や在宅栄養士、食生活改善推進員などを対象に、栄養改善に関する研修会を開催します。
- ④ 特定健康診査・特定保健指導従事者を対象に、人材育成のための研修会を開催します。
- ⑤ 保育所、幼稚園等で食育を展開するため、栄養管理や健康管理、食育活動等に関する情報提供を行います。

イ 高等学校における食に関する人材の育成

- ① 農業や水産など食に関する学科を設置する高校において、企業や産業界、大学等と連携し、食に関する知識や技術を習得して地域の課題解決に主体的に取り組むことなどができる人材育成に努めます。

ウ 北海道食育推進優良活動表彰の実施

- ① 道内の個人、団体による優れた食育活動を幅広く周知し、食育に対する関心や食育活動への意欲を高めるため、北海道食育推進優良活動表彰を実施します。

エ 北海道食育コーディネーターの派遣

- ① 食育に関する専門的な知識や経験を有する人材を北海道食育コーディネーターとして登録し、市町村や民間団体等の要望に基づき派遣します。

オ 「北海道らしい食づくり名人」の登録・活用の促進

- ① 地域の風土や食文化などを生かした北海道らしい食づくりを行うために必要な知識や技術を有する「北海道らしい食づくり名人」の登録を進めます。
- ② 食づくり名人のネットワーク化を図るとともに、各地域において食づくり名人を指導者として活用することにより、本道における食の担い手を育成します。
- ③ ホームページやメールマガジン等を活用し、食づくり名人の活動を広く紹介します。

【北海道食育コーディネーター制度】

道では、食育に取り組む市町村や団体等にアドバイスなどを行うため、健康づくり、食習慣、栄養バランス、調理技術、農業など様々な分野の専門家を食育コーディネーターとして登録し、派遣する制度を設けています。

詳しくはこちらをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/data/deep/coordinator.htm>

(3) 食育を推進する基盤づくりを進める

ア 市町村食育推進計画の作成促進

- ① 食育推進計画を作成していない市町村に対し、道が作成した「市町村食育推進計画作成の手引き」などを活用した助言、他の市町村の優良取組事例に関する情報提供、有識者を交えた意見交換などを行い、計画作成を促進します。

イ 食に関する指導の全体計画等の改善・充実など

- ① 学校教育活動全体を通じた食に関する指導の充実が図られるよう、各教科等の年間指導計画と関連付けた食に関する指導の全体計画及び年間指導計画を作成し、栄養教諭を中心に、全教職員が連携・協力した食育推進体制の整備を促進します。
- ② 国の「保育所保育指針」に基づき、保育所における食育推進状況について指導監査において確認します。

ウ 食育の推進に資する会議の開催（再掲）

- ① 本道の食育に関する協議、検討や食育に関する情報交換を行うため、食育に関わる全道の幅広い機関・団体で構成する「どさんこ食育推進協議会」を開催します。
- ② 食育の情報交換や関係者間の連携を図ることなどにより、地域における食育の取組を効果的に推進していくため、関係機関等で構成する「食育推進ネットワーク会議」を開催します。
- ③ 庁内の関係部局間の連携を図り、食育に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、「食育推進連絡会議」を開催します。

エ 食育関連情報の発信の強化

- ① ホームページ、メールマガジン、SNS等各種媒体を活用し、食育に関する様々な情報を発信します。
- ② 6月の「食育月間」に食育パネル展の開催などにより、食育の普及啓発を集中的に実施します。
- ③ 小学生から中高年までの各世代を対象とした食育に関するDVDを教材用として、学校や食育を実施する団体などに貸し出します。
- ④ 民間団体等が実施する研修会や勉強会において、食育に関する講義を実施します。
(再掲)

【食育ホームページ「元気もりもりどさんこの食育」】

道や道内市町村などの食育に関する取組のほか、道が作成した食育に関する資料やツールを掲載している道内の食育に関するポータルサイトです。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/data/index.htm>

1 食育資料

上記ホームページからダウンロードできます。

※ページ下部にある「どさんこ食育応援プロジェクト」をクリックしてください。

資料名	概要
食育読本 「元気もりもり 北海道」	「食育の教科書」ともいえる一冊です。これを読めば、食育についての基本的なことをひと通り学ぶことができます。
農業体験サポートマニュアル 「はじめよう！楽しもう！農業体験」	本書は、これから農業体験をはじめよう、または、もっと充実した農業体験を続けたいと考えている小・中学校及び農業者の皆様のためのマニュアルです。
北海道の旬の食材カレンダー	このカレンダーを使って、北海道の食材の「旬」を覚えよう！
それゆけ！食の探検隊	あそんで、まなべる、みんなの食育ガイド。食育ドリルやすごろくもついています。

2 食育動画（DVD）

道内の市町村、教育機関や食育に取り組む団体等に貸し出します。

タイトル	対象
食育キャラバン「大地くんとめぐみちゃんの食の魔法使い」	お子様向け
食育キャラバン「バランス王子の不思議な冒険」	お子様向け
食育キャラバン「GO！GO！スイッチマン」	お子様向け
食育キャラバン「GO！GO！スイッチマン2 the NEXT」	お子様向け
朝ごはんで3つのスイッチ、元気オン！	小学生用
朝食で、やる気・集中力アップ！朝食の役割！なぜなぜ図鑑	中学生用
朝ごはんは、食生活の基本 朝食で、やる気・集中力アップ！	高校生用
応援します！一人暮らしの食生活（大学生編・中高年編）	大学生・中高年世代
子育て世代のための 今日からはじめる親子の食育	子育て世代
続けることが大切 中高年世代のための食育	中高年世代

4 数値目標（指標）

指 標（※出典）		現 状・年 度		目 標
肥満者の割合 ※1	20-60 歳代男性	40.9%	H28	28.0%以下
	40-60 歳代女性	25.3%		24.0%以下
20 歳代女性のやせの割合 ※1		32.0%		20.0%以下
栄養バランスの改善 ※1	野菜類(成人1人1日摂取量)	272g	H28	350g 以上
	食 塩(成人1人1日摂取量)	10.0g	H28	8g 以下
朝食を毎日食べている小・中学生の割合 ※2	小 6	84.4%	H29	100%
	中 3	81.4%		100%
健康寿命（日常生活に制限のない期間） ※3		男性 71.98 年 女性 73.77 年	H28	増加
食品ロス削減のために何らかの行動をしている道民の割合		—	—	80%以上
グリーン・ツーリズム関連施設の開設件数 ※4		2,635	H29	2,700
学校給食における地場産物の活用状況（食品数ベース） ※5		45.1%	H29	50%
北海道米の道内食率 ※4		86%	H29	85%以上
道民の小麦需要に対する道産小麦活用率 ※4		43%（概算値）	H29	50%
メールマガジンによる情報提供 ※4		月 2 回発行	H29	月 3 回発行
食育推進ネットワークが主体となる食育の取組件数 ※4		年 7 件	H29	年 14 件以上
北海道らしい食づくり名人のうち伝承名人の割合 ※4		28.9%	H29	50%
食育推進計画作成市町村数 ※4		100	H29	全市町村
食育に関心がある道民の割合 ※6		73.7%	H27	90%以上

※1：北海道保健福祉部「健康づくり道民調査」

※2：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

※3：厚生労働科学研究費補助金による「健康寿命における将来予測と生活習慣対策の費用効果に関する研究」

※4：北海道農政部調査

※5：北海道教育委員会調査

※6：内閣府「食育に関する意識調査」

5 ライフステージに応じた食育のポイント

食育は、子どもから高齢者まであらゆる世代が生涯を通じて取り組むべきものでありますが、食に関する環境や課題は世代毎に異なるため、ライフステージに応じた食育を推進する必要があります。

(1) 乳・幼児期

家族や友達と一緒に食事をしたり、食事のお手伝いをするなど様々な経験を通して、食べることの楽しさや大切さを知り、食への興味や関心を持たせることが必要です。

(2) 学校教育期

この時期の食習慣は大人になってからの食生活に影響を与えることから、学校と家庭が連携、協働し、学校給食などを通じて、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健全な食生活を実践していく能力を育むことが必要です。

(3) 青年期

進学や就職など生活環境の変化が食生活に大きな影響を与える時期であり、周囲との関わりや体験などを通じて、食に関する理解や関心を深め、自ら食生活の改善に取り組んでいくことが必要です。

(4) 壮年期

心身ともに充実する時期であり、食に関する幅広い知識や経験を身に付け、食を楽しみながら、健全な食生活を実践することが必要です。

(5) 中高年期

健康に対する関心が高まる時期であり、これまでに得た食に関する様々な知識や経験を生かし、食を楽しみながら、生活習慣病などを予防し、体調にあった食生活を実践することが必要です。

(6) 高齢期

高齢期のやせや低栄養は要介護や死亡のリスクにつながることから、加齢に伴う身体機能の変化を理解し、体調に配慮しつつ、適切に栄養を取り、適正体重を維持する食生活を実践することが必要です。

第5章 計画の推進体制

1 関係者の役割分担

食育は、その関係する分野が保健、医療、産業振興、教育など多岐にわたることから、食育を効果的に推進していくために、食生活の基本となる家庭における食育の取組はもとより、学校や地域住民、NPOなどボランティア団体、食材を提供する生産者など食関連産業、消費者団体など様々な主体が、それぞれの役割に応じて活動するとともに、こうした主体が情報を共有し、相互に連携・補完しながら、計画の推進に努めるものとします。

(1) 家庭【対象：主に未成年の子及び保護者】

- 食生活の基本となる家庭での食育が重要であるとの認識を持ち、子どもの食への関心を高めるとともに、栄養バランスのとれた規則正しい食生活の実践に努めます。
- 学校や保育所、地域が行う食に関する勉強会や体験的な活動に子どもと一緒に積極的に参加するとともに、食の大切さ、地産地消や「旬」の食品の選び方、調理方法を学び、子どもに伝えるよう努めます。

(2) 市町村【対象：地域住民】

- 食育を推進するための基盤（組織、計画等）づくりに努めるとともに、地域の関係者と連携、協働し、地域の特性や伝統を生かした取組の実施に努めます。
- 地域における食育の組織活動を推進するため、食生活改善推進員等の養成・育成を行うとともに、食育に取り組む地域住民等への支援に努めます。

(3) 学校等【対象：児童生徒】

- 小中学校等では給食の時間を中心とした特別活動、体育科、家庭科及び総合的な学習の時間等の指導を相互に関連付け、学校教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進します。
- 幼稚園や保育所では子どもたちが食べる喜びや楽しさ、食べ物への興味や関心を通じて、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つよう、食育を推進します。
- 地域の自然や文化、産業等に理解を深め、食への感謝の念を育むとともに、地産地消の推進を図るため、学校給食における地場産物の活用を促進します。

(4) 保健・医療・福祉関係者【対象：地域住民】

- 食育の重要性について情報提供や普及啓発に努めます。
- 栄養バランスや生活習慣病と食の関わりなどについて地域での指導に努めます。

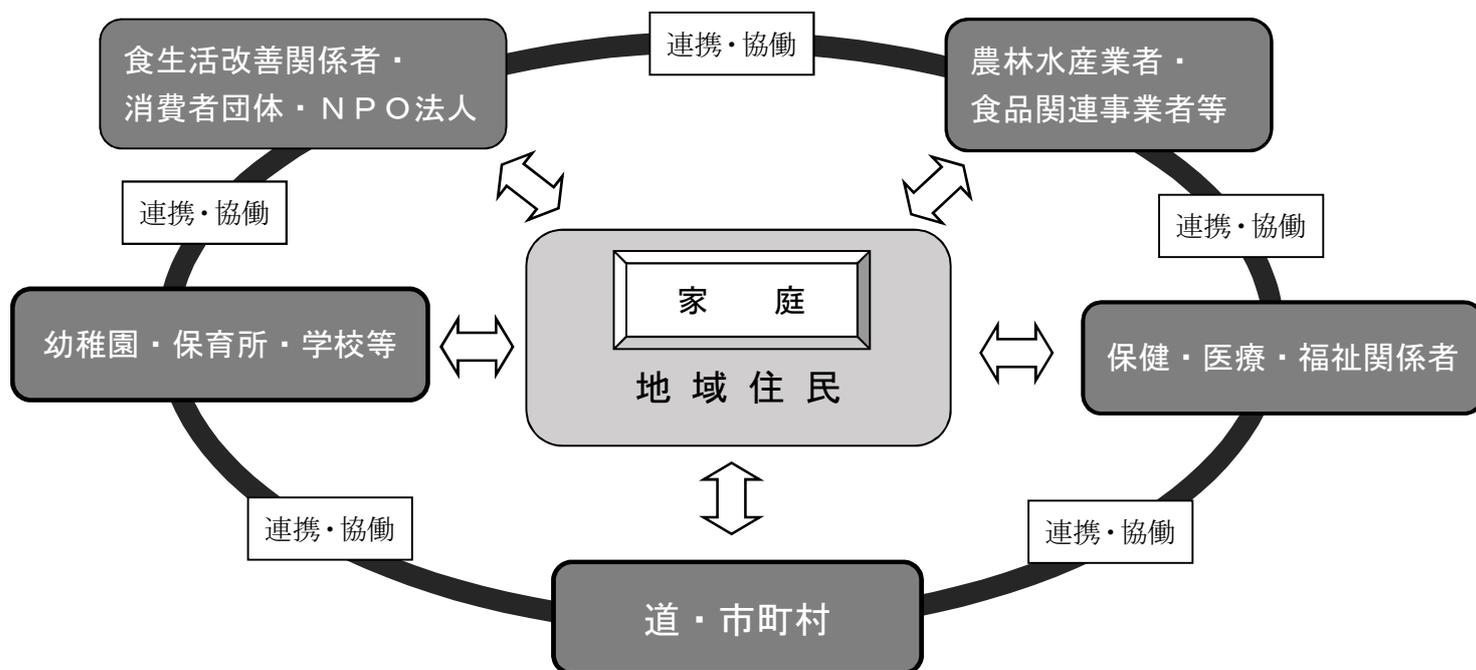
(5) 食生活改善関係者・消費者団体・NPO法人【対象：地域住民】

- 食品表示の正しい理解や安全な食品の選び方、調理方法や食文化の継承などについて、地域での指導や相談に努めます。
- 食育講座や料理教室などの開催を通じて食育の普及啓発に努めます。

(6) 農林水産業者、食品関連事業者、関係団体等【対象：地域住民】

- 多様な体験や見学の機会を提供し、食に関する関心と理解の増進に努めます。
- 安全で品質の高い食品を提供するとともに、調理方法や栄養バランスなどの情報提供に努めます。
- 調理体験などを通じて地場産品や地域の伝統食、伝統的な在来種の食材などの魅力を伝えます。

■ 関係者の連携図



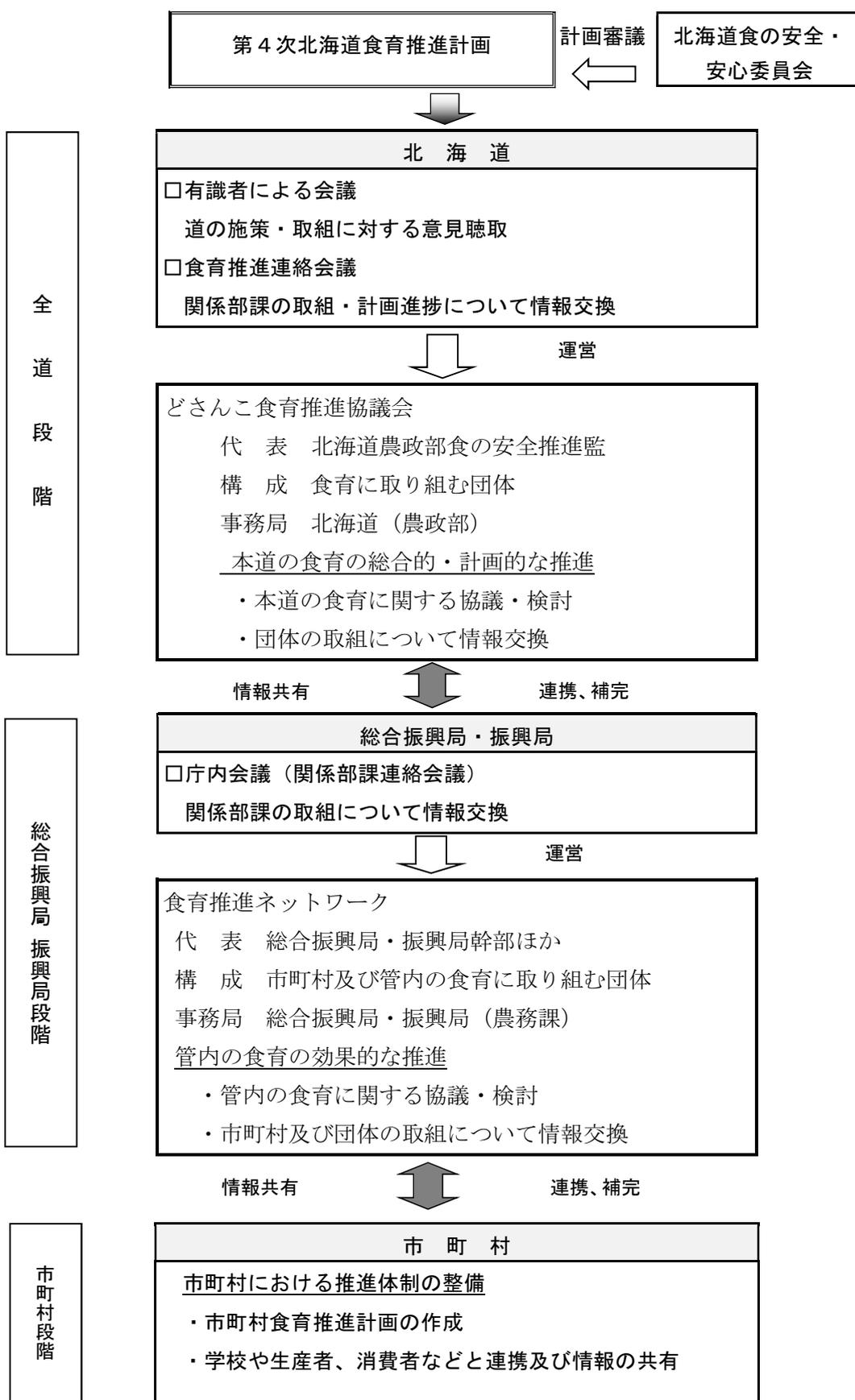
2 全道的な推進体制

- (1) 食育に関わる全道の幅広い機関・団体を構成する「どさんこ食育推進協議会」において情報を共有するとともに、それぞれの取組についての連携を進め、より効果的、効率的に食育の取組を進めます。
- (2) 道においては、食育コーディネーターなどの有識者や食育実践者から意見を伺いながら、庁内の関係部局からなる連絡会議などを活用し、連絡調整や計画の進捗状況の点検を行い、食育に関する施策を総合的・計画的に推進します。

3 地域における推進体制

- (1) 地域の特性を生かした施策の立案・実施を担う市町村が中心となり、推進体制を整えながら、学校や生産者などの食関連産業関係者、消費者団体などが連携して食育に取り組みます。
- (2) 総合振興局・振興局段階においては「食育推進ネットワーク」を活用し、地域における食育の情報を共有するとともに、市町村や関係団体とも連携した取組を進めます。

(参考) 食育の推進体制



(参 考 资 料)

第3次北海道食育推進計画の指標と進捗状況

指標（※出典）		策定時・年度		現状値・年度		目標・年度		
朝食を毎日食べている小・中学生の割合 ※1	小6	85.9%	H24	84.4%	H29	100%	H30	
	中3	82.0%		81.4%				
肥満者の割合 ※2	20-60歳代男性	42.3%	H23	40.9%	H28	28.0%以下	H34	
	40-60歳代女性	29.9%		25.3%		24.0%以下		
20歳代女性のやせの割合 ※2		33.3%		32.0%		20.0%以下		
栄養バランスの改善 ※2	野菜類 (成人1人1日摂取量)		288g	H23	H28	350g以上	H34	
	食塩 (成人1人1日摂取量)		10.8g			10.0g		8g以下
	脂肪エネルギー比率が 25%以上の割合	男性	41.9%			46.4%		19.7%以下
		女性	51.3%			55.7%		31.1%以下
食事バランスガイド等を参考に食生活を送っている道民の割合 ※3		65%	H25	57.9%	H27	60%以上	H30	
ふれあいファームに登録している農家の割合 ※4		2.2%	H24	2.6%	H29	2.4%	H30	
グリーン・ツーリズム関連施設の開設件数 ※4		2,503	H24	2,635	H29	2,700	H30	
北海道米の道内食率 ※4		90%	H24	86%	H29	85%以上	H26	
道民の小麦需要に対する道産小麦活用率 ※4		24%	H23	43% (概算値)	H29	50%	H29	
学校給食における地場産物の活用状況 ※5		70.4%	H23	64.6%	H29	75%	H30	
北海道らしい食づくり名人の登録数 ※4		173人	H24	173人	H29	181人	H30	
食育推進計画作成市町村数 ※4		47	H24	100	H29	全市町村	H30	
食に関する指導を行う栄養教諭の任用率 (配置定数に対する率) ※6		89.1%	H25	98.8%	H29	100%	H30	
食育に関心がある道民の割合 ※3		88%	H24	73.7%	H27	90%以上	H30	

※1：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

※2：北海道保健福祉部「健康づくり道民調査」

※3：内閣府「食育に関する意識調査」

※4：北海道農政部調査

※5：北海道教育委員会調査（参考）購入額による割合

※6：北海道教育委員会調査（参考）平成25年度の配置定数は478 配置数は426

優良事例（北海道食育推進優良活動表彰受賞者の取組）

○ 学校給食の活動を通じた食育の取組（札幌市学校給食栄養士会）

札幌市学校給食栄養士会は、札幌市の小学校、中学校、特別支援学校などの学校給食に携わる栄養教諭・栄養士で組織されている団体です。昭和28年に会員17名で発足し、現在は約180名の会員がいます。

活動は、献立研究、食事調査、食指導、広報など10の部に分かれて、「食を大切にし、健やかで豊かな食生活を送ることができる子ども」を目指す子ども像として、①「心身の健康を考えた望ましい食生活」を送ることができる子ども、②「環境を考えた食事」を送ることができる子ども、③「北海道の豊かな食」を大切に味わうことができる子どもの3つの視点から取り組んでいます。調査や研究を、栄養管理や衛生管理、食に関する指導などの日常業務に生かしながら、栄養士としての資質向上を目指して活動を進めています。

◇主な取組内容

児童・生徒の健康と食生活に関する調査

札幌市の児童生徒の食生活などの実態を把握し、学校における食に関する指導の充実を図り、望ましい食習慣を身に付けさせるための手立てを考えることを目的として、平成26年度より毎年6月に実施しています。対象は、札幌市すべての小学5年生と中学2年生です。



親子料理教室

「親子で楽しくクッキング」をテーマに夏休みに実施しています。平成30年度は西区の小学生と保護者を対象に2日間開催し、さっぽろ学校給食フードリサイクルの一環として、フードリサイクル堆肥を使用して栽培されたレタスを取り入れた給食メニューを調理しました。



学校給食展

「地域社会に対する学校給食の啓発と食生活の改善と向上」を目的に、昭和52年から開催しています。現在も給食の内容や食育の実践を紹介し、広く市民に理解を深めてもらうとともに、最近では、「朝食摂取の重要性」を重点に健康を考えた望ましい食生活の啓発を図ることも目的の一つとしています。



パネルや給食の実物展示のほか、はしで大豆をつまんで容器から容器へうつす「はし1グランプリ」や朝ごはんの役割と大切さを学ぶ「わくわく食育ショー」など親子で食について楽しく学ぶことができる取組を実施しています。

○ 食育講座や企業向け研修などを通じた食文化の継承（食の寺子屋直歩塾）

親子二代にわたって十勝の食文化を研究し、食育普及活動を進める中で、女性だけではなく、働き盛りの男性にも食育が必要ではないかと考え、新たに食の寺子屋直歩塾を設立し、平成 27 年 4 月から活動を始めています。女子栄養大学初代学長 香川綾先生の理念「食は命なり」を原点に、この理念を受け継ぎながら、料理を通して社会問題を解決するため、様々な取組を行っています。

◇主な取組内容

料理の企業研修

栄養バランスのある食事をとることの大切さや、食べ物が結ぶ人とのつながりを伝えようと、年 100 回以上も家庭料理の講座を開催していますが、地場産食材を使った料理を通じ、社員同士のコミュニケーションやスキルアップ、心身の健康づくりなどに役立ててもらおうと、企業向けの研修も開催しています。



発酵食（ぬか床）づくり

食の寺子屋直歩塾では、一貫して伝統食と現代食の融合に取り組み、昔ながらの手法をリスペクトしながらも現代にあった方法を模索し、次世代に伝えることを重視しています。その一つが発酵食の取組です。これまで 10 回ほどぬか床づくり講座を開催しています。作る楽しみ、育てる喜び、これは育児にも通じるものがあり、一緒に味わって、更にはぬか床を分け合ったり、出来上がったものを分け合う幸せを実感できます。



毎日の食卓に発酵食を採り入れることで健康に役立つのはもちろん、家族やご近所との絆も深まります。

防災食への取組

道具がなくとも、ポリ袋とフライパンのみで簡単にパンをつくることのできる「ポリパン®」からヒントを得て防災食の取組が始まりました。

防災食講座では、フライパン、カセットコンロ、ポリ袋があれば、主食であるご飯やパンが作れるレシピをもとに、近年頻発する天災に対応できる献立を提案しています。



食の寺小屋流「三種の神器」

(フライパン、カセットコンロ、ポリ袋)

○ 「栗産栗消」の活動を通じた食育の取組（栗山町4Hクラブ）

栗山町の若手青年農業者で組織されている栗山町4Hクラブは、「町内産小麦を使って地元の子どもたちと何かおもしろそうなことをしたい」というクラブ員の声がかっかけて、食育活動を始めました。

活動のテーマは、栗山町で生産されたものを栗山町で消費する「栗産栗消」。生産者の食を生み出す場をいかし、食材のPR活動や消費者に安心と信頼されることを目的としています。

◇主な取組内容

うどん作り教室

町内の小学生などを対象に、地元の農業や小麦について学びながら、踏まないうどん生地作りを体験します。

10年間で延べ1,200人以上の方が参加しています。中には、当時参加した子どもが、現在は教える立場になるなど、世代交代も見られます。

近年では、小学校の年間スケジュールに組み込まれるようになりました。



地元のお祭りへの出店

夏祭りでは、4Hクラブ員の手づくり移動式ピザ窯で焼き上げた町内産野菜をたっぷりのせたピザ、秋祭りでは、町内産たまねぎをたっぷり使用したカレーを販売し、積極的に地元の農業をPRしています。

ピザは300枚以上、カレーライスには600杯以上も販売し大好評でした。



農業体験の受入れ

平成28年から大学生の農業体験の受入れをはじめています。学生からは、「生産現場の苦勞を知る貴重な機会」、「食や栄養について話す言葉に重みがある」など、様々な感想がありました。

受入れを契機に、クラブ員との交流や勉強会が盛んになっています。



毎年メンバーの入れ替えがある中、このような人とふれあう活動が自然と10年以上も続いています。ゆるキャラ「くりどん」がまちを歩けば、自然に人が集まってくるなど、多くの人に親しまれ、地域に浸透しています。

○ 高校生による小学生への食育活動（食育事業「岩農食農塾」）

岩見沢農業高校では、小学生に「食育」をしたいという生徒の話合いが発端となり、料理教室スタイルの体験ではなく、学校圃場を生かした、農業生産から加工・調理・消費までの食の一連の流れを体験し、食の大切さを伝えることを目的として、小学生への食育活動を始めました。

4月の入会式から10月の修了式まで、すべて高校生が主体となって小学生（保護者も同伴）に対し、次のプログラムを実施しています。

- (1) 原料生産活動
（水稻播種、田植え、稲刈り、脱穀・精米）
- (2) 食品製造活動
（ソーセージ、パン、アイス作り）
- (3) 地域連携活動（生産者、農業視察）
- (4) グリーン・ツーリズム活動（宿泊学習）
- (5) 調理活動（栽培した農産物を使用した調理・試食）
- (6) 学習活動（成果発表会）

基本的に高校生が黒板でポップを使いながら講義をし、子どもたちはテキストを使って学習します。参加者は体験活動だけではなく、清掃、後片付けも行い、毎回活動の自己評価をする一方で、保護者に対しては活動アンケートを記入してもらい、活動の充実と体験後の子どもたちの変化について調査を行っています。

その結果、生命や食、農業に対する興味・関心の高まりのほか、家庭においてお手伝いの機会が増えるなどの変化や、将来、岩見沢農業高校で勉強したいという目標を持つ子どももいます。

高校生にとっても地域農業について理解を深めると同時に、子どもたちに伝えることの難しさを感じながらも自主的に活動に取り組もうとする意欲が向上するなど、大きな成長が見られています。



地域との連携を深めながら、高校生と小学生が共に育つ食育活動の展開が確立されてきており、引き続き、工夫をしながら充実した活動としていくとともに、この食育活動に参加した子どもたちがこのプログラムを運営する日が来ることを楽しみにしています。

用語解説

(五十音順、アルファベット順)

○ 愛食の日

道民と行政や関係機関が一体となって、地産地消、食育などを総合的に進める「愛食運動」を具体的に推進していくため、道民の購買行動に直接結びつく仕組みとして、平成16年度に、毎月第3土・日曜日を「愛食の日」と制定したものの。

○ YES! clean 表示制度

道内で生産された農産物を対象に、農産物ごとに定められた化学肥料・化学合成農薬の使用の削減など、一定の基準を満たした生産集団が生産・出荷する農産物に、「YES! clean マーク」を表示し、併せて化学肥料の使用量や化学合成農薬の成分使用回数などの栽培情報を消費者へ知らせる道独自の表示制度で、「北のクリーン農産物表示要領」に基づくもの。

○ 栄養教諭

「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」教員。その専門性を生かし、食に関する指導における全体計画作成や実践等で中心的な役割を果たすとともに、学校給食の管理において、栄養管理や衛生管理等に取り組み、学校内における教職員間及び家庭や地域との連携・調整で要としての役割を果たす。「栄養教諭」制度（栄養教諭普通免許状〔専修、一種、二種〕を新設）は、平成16年に創設され、平成17年度から施行された。

○ 栄養成分表示

食品表示法及び食品表示基準に基づき、国民の健康の保護及び増進等を目的に、原則として、一般用加工食品及び一般用添加物に、栄養成分の表示を義務化。熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量の必ず表示すべき項目と任意で表示すべき項目等を規定。

○ 栄養素

生物が代謝する目的で外界から吸収する物質のこと。栄養素は生体内で代謝され、生体内物質の原料やエネルギー生産に利用される。炭水化物やたんぱく質、脂肪、ビタミン、無機質などがあり、これらを五大栄養素という。

○ オーラルフレイル

歯や口腔の健康への関心度が低下し、歯周病やむし歯を放置したり、滑舌の衰え、食べこぼし、わずかなむせ、噛めない食品の増加など、ささいな「口の衰え」による食欲低下や食事バランス等の悪化が見られる状態をいう。

○ 環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場その他のあらゆる場において、環境と社会、

経済及び文化とのつながりその他環境保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習。

○ 北のめぐみ愛食レストラン

道内の外食店や宿泊施設のうち、道産食材を使用したこだわり（自慢）料理の提供を通じて、北海道産食材の積極的な利用や食材の素晴らしさをお客様に伝える地産地消（愛食運動）に取り組むお店を「北のめぐみ愛食レストラン」として北海道が認定している。

○ グリーン・ツーリズム

農村地域に滞在し、農山村の自然・文化・人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。

受け入れ側となる農村の対応には、ファームイン、ファームレストラン、直売所、観光農園、市民農園等の取組がある。

○ クリーン農業

堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持・増進させ、環境との調和に配慮した安全・安心で品質の高い農産物の生産を進める農業。

○ 健康増進法

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図ることを目的に平成14年に制定された法律。この法律に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針や都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定、保健事業の実施等が定められている。

○ 主食・主菜・副菜

主食とは、米、パン、めん類などの穀類で、主として、糖質エネルギーの供給源、主菜とは、魚や肉、卵、大豆製品などを使った副食の中心となる料理で、主として良質たんぱく質や脂肪の供給源、また、副菜とは、野菜などを使った料理、主食と主菜に不足するビタミン、ミネラル、食物繊維などを補う重要な役割を果たす。

食事は、主食、主菜、副菜を基本とすることにより、多様な食品を組み合わせ、必要な栄養素をバランスよくとることができる。

○ 賞味期限・消費期限

賞味期限とは、定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日のことであり、賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではない。食品の劣化速度が比較的緩慢な食品についての期限表示で、容器包装を開封する前の期限を示す。

消費期限とは、定められた方法により保存した場合に、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い、安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日のこと。品質が急速に劣化する食

品についての期限表示で、容器包装を開封する前の期限を示す。

○ 食育基本法

近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが緊要な課題となっていることから、食育に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的として、平成17年に制定された法律。

食育に関する基本理念については、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成、食に関する感謝の念と理解、食に関する体験活動と食育推進活動の実践など、7項目が定められている。

○ 食事バランスガイド

1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいか、食事の望ましい組合せとおおよその量をわかりやすくイラストで示したもの。

健康で豊かな食生活の実現を目的に策定された「食生活指針」を具体的に行動に結びつけるものとして、平成17年6月に厚生労働省と農林水産省が決定。

どさんこ食事バランスガイドは、北海道版の食事バランスガイド。

○ 食生活改善推進員

正しい知識と技術を持って、自らよりよい健康生活の実践者となり、その上で地域の実情に即した効果的な手段で「私たちの健康は私たちの手で」の精神にのっとり、住民参加を促し、継続的に食生活改善を中心とする組織的な活動を進めているボランティアのこと。平成16年4月に全国食生活改善推進員団体連絡協議会で「食育宣言」を行い、食育アドバイザーとして全国で活動している。

○ 食生活指針

国民の健康の増進、生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るため、平成12年3月に、農林水産省、厚生省（現在厚生労働省）、文部省（現在文部科学省）の3省が共同して策定した指針。

その後、食育基本法の制定、「健康日本21（第二次）」の開始、食育基本法に基づく第3次食育推進基本計画などが作成され、食生活に関するこれらの幅広い分野での動きを踏まえて、平成28年6月に改定。健康・栄養面や環境、食文化の関係など10項目からなっている。

○ 食の外部化

女性の社会進出や単身世帯の増加、高齢化の進行、生活スタイルの多様化等を背景に、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する状況がみられ、これに伴い、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品やそう菜、弁当といった「中食」の提供や市場の開拓等に進展がみられている。こうした動向を総称して「食の外部化」という。

○ 食品衛生法

食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とした法律。

食品営業の他、食品、添加物、器具、容器包装等を対象に飲食に関する衛生について規定している。

○ 食品表示法

食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とし、従前の食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品表示に関する規定を統合して、平成25年6月に制定・公布、平成27年4月に施行された。

○ 食品ロス

家庭での食べ残しや小売店での売れ残りなど、まだ食べられるにもかかわらず廃棄される食品をいう。

○ すこやか北海道21（北海道健康増進計画）

健康増進法に基づき、道が策定した、道民の健康づくりの取組の方向性や目標を定めた計画で、道民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことなどにより、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を伸ばすこと及び健康格差の縮小を目指している。道民の健康づくりを推進するため、平成25年度～平成34年度を計画期間とし、14領域にわたって生活習慣の改善、生活習慣病の予防に取り組んでいる。

○ 3R（スリーアール）

廃棄物等の発生抑制（Reduce リデュース）、再使用（Reuse リユース）及びリサイクル（Recycle リサイクル）のこと。

リサイクルとは、再生利用（廃棄物等を原材料として再利用すること、マテリアルリサイクル）及び熱回収（廃棄物等から焼却に伴う熱エネルギーを回収すること、サーマルリサイクル）をいう。

○ 生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や重症化と進行に関与する疾患群のこと。代表例に、がん、糖尿病、脳卒中、心臓病、脂質異常症、高血圧症、肥満症などがある。

○ 地産地消

地域で生産されたものをその地域で消費すること。道内各地で生産者による新鮮な地場産品の直売や生産者等と消費者の交流活動など、多様な取組が展開されている。

○ 道産食品登録制度

北海道の豊かな自然環境の下で生産された農産物等の原材料を使用して、道内で製造・加工された道産食品を登録する仕組みとして、道が平成18年1月から始めた制度。道産原材料については、北海道産（記

載可能なものは市町村名やその他一般に知られた地名)と表示することや、商品形態については、最終の出荷形態と消費者の入手形態は同一のものであること等が要件となっている。商品には登録マークが付けられている。

○ 道産食品独自認証制度

北海道の豊かな自然環境や高い技術を生かして生産される安全で優れた道産食品を認証する仕組みとして、道が平成16年4月から始めた制度。平成31年1月現在で21の品目に関する認証基準が定められており、各々において、①原材料に関する基準、②生産情報の提供に関する基準、③安心に関する基準、④商品特性の評価に関する基準及び⑤官能検査の方法に関する基準が規定され、これらに適合する審査を受けることが要件となっている。「きらりっぷ」という愛称で呼ばれ、商品には認証マークが付けられている。

○ どさんこ愛食食べきり運動

食品ロスの削減に向け、「おいしく残さず食べきろう！」をスローガンに、平成28年11月から道が実施している運動。

○ 中食(なかしょく)

レストラン等へ出かけて食事をする「外食」と、家庭内で手づくり料理を食べる「内食(ないしょく、または、うちしょく)」の中間にあって、市販の弁当、総菜や調理済みパンなど、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場、学校、屋外等へ持ち帰り、そのまま食事として食べること。

○ 8020運動

80歳で20本以上の歯を維持することを目的とした運動。毎年11月8日～14日の1週間を「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進週間」と定め、8020運動について道民の理解や意識の高揚を図り、道民運動として定着するよう取り組んでいる。

○ 販売農家

経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家。

○ ふれあいファーム

道が登録する都市住民との交流活動に意欲的な農業者の農場。道民に気軽に登録農場を訪れてもらい、農作業体験や農業者の方々との語らいを通して、農業・農村の役割や機能を理解してもらうための役割を果たすもの。登録農場では、田植えや稲刈り、野菜や果実の収穫、加工などの体験のほか、農産物の直売、ファームレストラン、ファームイン等、農業者自らの創意と工夫を凝らした様々な取組が行われている。

○ 北海道食育コーディネーター制度

食育に関する知識や経験を有する方々を「北海道食育コーディネーター」として登録し、人材の育成や課題解決のための助言・指導等を行うことによって、地域での食育の活動を支援するため、平成18年12月に創設した道の制度。

○ 北海道食の安全・安心条例

食の安全・安心に関し、基本理念を定め、道及び生産者等の責務並びに道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資することを目的として、平成 17 年 3 月に制定された道の条例。

○ 北海道食品機能性表示制度

「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区」における国との協議を経て、加工食品に含まれる機能性成分について、健康でいられる体づくりに関する科学的な研究が行われた事実を認定する制度として平成 25 年 4 月 1 日からスタート（愛称：ヘルシーD o）

企業が提出する申請商品（加工食品）に含まれる成分に関する研究論文等について、道が、懇談会を設置の上、学識経験者の意見を聞いて審査し、「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」が行われた事実を認定するもの。企業は、認定商品のパッケージに認定内容を表示することとなり、この表示により、消費者の高まる健康ニーズに対して的確な情報が提供されるほか、認定商品のブランド化・差別化が図られ、道内食産業の振興につながる。

○ 北海道らしい食づくり名人

地域で栽培される機会が少なくなった昔ながらの農産物や地域が誇るこだわりの加工品、郷土料理など、地域の風土や食文化などを生かした北海道らしい食づくりを行っているとして登録された方々。

この「北海道らしい食づくり名人登録制度」は、道が平成 17 年度に創設したもので、名人の持つ「技」などをホームページで紹介している。

○ 麦チェンサポーター店

北海道産小麦を使用した商品を積極的に作ったり、販売しているお店を「麦チェンサポーター店」として、道が認定する制度。

○ メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満を共通の要因として高血糖、脂質異常、高血圧が引き起こされやすくなった状態のこと。それぞれが重複した場合は命にかかわる病気を招くこともある。食べ過ぎや運動不足など、悪い生活習慣の積み重ねが原因となって起こるため、生活習慣の改善によって、予防・改善できる。

○ 木育

子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と、森林や木材の「つながり」を重視し、豊かな『人づくり』と『社会づくり』をめざす北海道発の概念。木育で言う「木」とは、森林と木材の両方を指す。

○ 有機 J A S

多年生作物は過去 3 年以上、野菜や米なら過去 2 年以上、農薬や化学肥料を全く使っていない農地での栽培など有機 J A S 規格を満たした農産物・加工食品に有機 J A S マークを付す制度である。規格には有機農産物、有機畜産物、有機加工食品がある。

○ 有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の手法を用いて行われる農業をいう。「有機農業の推進に関する法律」第2条で定義されている。

○ BMI (Body Mass Index) 体格指数

肥満ややせの判定法。体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)。一般的に 18.5 未満がやせ、18.5 以上 25.0 未満が普通、25.0 以上で肥満と判断される (日本肥満学会)。

○ HACCP (ハサップ：危害要因分析重要管理点方式)

Hazard Analysis and Critical Control Point の頭文字をとった略語で、食品の衛生管理手法の一つ。危害要因分析重要管理点方式ともいう。製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つ一つ製品の安全性を保証しようとする衛生管理法であり、危害要因分析、CCP (重要管理点)、CL (管理基準)、モニタリング、改善措置、検証、記録の7原則から成り立っている。平成30年6月、食品衛生法が改正され、原則すべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を導入することとなった。

○ SDGs (エスディージーズ：持続可能な開発目標)

Sustainable Development Goals の略で、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標。17のゴール(目標)とその下位目標である169のターゲットから構成。すべての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざして、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むこととしている。

北海道食の安全・安心条例

平成 17 年 3 月 31 日北海道条例第 9 号
最終改正 平成 30 年 3 月 30 日北海道条例第 30 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 8 条）

第 2 章 食の安全・安心のための施策

第 1 節 基本的施策等（第 9 条―第 14 条）

第 2 節 安全で安心な食品の生産及び供給（第 15 条―第 21 条）

第 3 節 道民から信頼される表示及び認証の推進（第 22 条・第 23 条）

第 4 節 情報及び意見の交換、相互理解の促進等（第 24 条―第 27 条）

第 3 章 北海道食の安全・安心委員会（第 28 条―第 35 条）

附則

食は人の生命の基本であり、日常の生活の中で安全で安心な食品を摂ることは、心身の健康を維持するための根幹として重要である。

今、私たちは、豊かな食生活を享受しているが、牛海綿状脳症の発生や食品の表示の偽装などにより私たちの食品に対する信頼が大きく揺らぐとともに、有害物質による水や農地などの汚染が食品の安全性に与える影響も懸念されている。

このような状況の中で、将来にわたって食品の生産のための良好な環境を保全し、生命と健康の基本である食の安全及び安心を確保することは、私たちすべての願いである。

北海道は、我が国最大の食料生産地域であり、食に関連する産業が地域経済において重要な役割を担っている。こうした特色を持つ本道において、行政、生産者、食に関連する事業者そしてすべての道民が、食の重要性に対する自覚を持ち、食に係る消費者の権利を尊重するとともに、食の安全及び安心に関するそれぞれの責務と役割を協働して果たすことは、大きな意義を有する。

ここに、食の安全及び安心を確保するための決意を明らかにし、道民の健康を守るとともに、消費者から信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に寄与することとするため、道民の総意としてこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、食の安全・安心に関し、基本理念を定め、並びに道及び生産者等の責務並びに道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食の安全・安心 食品の安全性及び食品に対する消費者の信頼を確保することをいう。
- (2) 食品 すべての飲食物（その原料又は材料として使用する農林水産物を含み、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）をいう。
- (3) 生産者等 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品若しくは添加物（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 4 条第 2 項に規定する添加物をいう。）又は器具（同条第 4 項に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第 5 項に規定する容器包装をいう。）の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行

う事業者をいう。

- (4) 関係法令 食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）、食品衛生法、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）、肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）その他食の安全・安心に関連する法令（条例及び規則を含む。）で現に効力を有するものをいう。

（基本理念）

第 3 条 食の安全・安心に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 道民の安全で安心な食品の選択の機会を確保すること。
- (2) 道民の健康を保護することが最も重要であるという認識の下に取り組むこと。
- (3) 道民の要望及び意見を反映するとともに、生産者等その他の道民との協働により取り組むこと。
- (4) 食品の生産から消費に至る各段階において実施すること。

（道の責務）

第 4 条 道は、前条に定める基本理念にのっとり、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 道は、食の安全・安心に関する施策を推進するに当たっては、国、他の都府県及び市町村と緊密な連携を図らなければならない。

（生産者等の責務）

第 5 条 生産者等は、関係法令を遵守するとともに、その事業活動に係る食品その他の物が道民の生命及び健康に直接影響を及ぼす責任を自覚し、自主的に食品の安全性の確保に取り組まなければならない。

2 生産者等は、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の道民への提供を積極的に行うよう努めるとともに、国、道又は市町村が実施する食の安全・安心に関する施策（次条第 2 項において「国等の施策」という。）に協力しなければならない。

（道民の役割）

第 6 条 道民は、食品の消費に際し、その安全性を損なうことがないように適切に行動し、並びに食品の安全性、食生活、地域の食文化等食の安全及び安心に関する知識及び理解を深めるよう努めなければならない。

2 道民は、国等の施策及び生産者等の取組に対し食の安全・安心に関する意見を表明し、又は提案し、並びに国等の施策に協力するよう努めるものとする。

（国への協力要請及び意見等の提出）

第 7 条 道は、食の安全・安心を図るため、国に対し必要な協力を求めるとともに、積極的に意見を述べ、又は提言を行うものとする。

（年次報告等）

第 8 条 知事は、毎年、議会に食の安全・安心に関して講じた施策等に関する報告を提出するとともに、これを道民に公表しなければならない。

第2章 食の安全・安心のための施策

第1節 基本的施策等

(基本計画)

第9条 知事は、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、食の安全・安心に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(情報の提供)

第10条 道は、食の安全・安心に関する情報の収集及び分析を行い、正確かつ適切な情報を道民に提供しなければならない。

(食品等の検査及び監視)

第11条 道は、食品等の安全性及び食品の表示に対する消費者の信頼の確保を図るため、総合的かつ計画的な食品等の検査及び監視又は指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第12条 道は、食品の安全性、地域の食文化等食の安全及び安心に関する専門的な知識を有する人材を育成するために必要な措置を講ずるものとする。

(研究開発の推進)

第13条 道は、科学的知見に基づき食の安全・安心を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(緊急の事態への対処等に関する体制の整備等)

第14条 道は、食品を摂取することにより道民の健康に係る重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第2節 安全で安心な食品の生産及び供給

(食品の衛生管理の推進)

第15条 道は、食品（生産過程にある物を含む。）の衛生管理の向上を図るため、生産者等に対する普及啓発、技術的助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農産物等の安全及び安心の確保)

第16条 道は、クリーン農業（化学肥料及び化学的に合成された農薬の使用を節減する等環境への負荷を低減させる農業をいう。）及び有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定する有機農業をいう。）を推進するため、技術の開発及びその成果の普及、これらの農業を行う者に対する流通、販売等に係る支援、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第17条 道は、遺伝子組換え作物（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等であって、作物その他の栽培される植物であるものをいう。以下この条において同じ。）の栽培等に起因する遺伝子組換え作物と他の作物との交雑及び遺伝子組換え作物の他の作物への混入の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

第18条 道は、家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止を図るため、家畜伝染病の検査及び監視、防

疫の体制の整備、技術開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水産物の安全及び安心の確保)

第19条 道は、生鮮水産物の鮮度の保持に必要な技術開発の推進及びその成果の普及、生産者等の取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、貝毒等による食中毒の防止に必要な検査、生産者等が行う自主的な貝毒等の検査の実施に対する指導及びその検査体制の整備に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生産資材の適正な使用等)

第20条 道は、農産物等に係る農薬の適正な使用等を図るため、生産者等に対する指導、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、動物用の医薬品の適正な使用等を図るため、生産者等に対する指導、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、飼料及び飼料添加物の適正な使用並びに飼料の自給度の向上を図るため、飼料及び飼料添加物の検査、技術開発の推進及びその成果の普及、生産者等に対する指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生産に係る環境の保全)

第21条 道は、農用地の土壌の汚染を防止するため、生産資材の適正な使用に係る指導、有害物質の低減化のための技術開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、水域環境の保全を図るため、水質等の監視、家畜排せつ物の適正な管理の促進、森林の整備、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、硝酸性窒素等による地下水の汚染の防止に関し、地下水の検査及び監視、技術開発の推進及びその成果の普及、市町村に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3節 道民から信頼される表示及び認証の推進

(適正な食品の表示の促進等)

第22条 道は、道民の安全で安心な食品の選択に資するため、食品の表示に関する監視体制を整備するとともに、生産者等に対する指導及び普及啓発その他の必要な措置を講じ、生産者等による適正な食品の表示を促進するものとする。

2 道は、道民の安全で安心な食品の選択に資するため、生産者等の食品に係る生産過程の正確かつ適切な情報の記録、保管、伝達及び提供の促進に必要な助言その他の措置を講ずるものとする。

(道産食品の認証制度の推進)

第23条 道は、道産の食品のうち、道内で生産された農林水産物又はこれを原材料として道内で加工されたものであって、安全かつ安心で優良な品質特性を有するものの認証に係る制度の普及に必要な措置を講ずるものとする。

第4節 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

(情報及び意見の交換等)

第24条 道は、食の安全・安心に関し、道、道民及び生産者等が相互に情報及び意見の交換を行い、道民及び生産者等が理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進)

第25条 道は、食育(食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。)を推進するため、普及啓発、学校、家庭及び地域における食に関する教育及び取組の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、道内で生産された安全で安心な食品を消費することにより道民が食の安全及び安心に対する理解を深められるよう、普及啓発、情報の発信、地域の食材の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(道民からの申出)

第 26 条 道民は、食品の安全性又は食品の表示に対する信頼が損なわれる事態が発生したと認められる情報又はそのおそれがあると認められる情報を得たときは、知事に対して適切な対応をするよう申出をすることができる。

2 知事は、前項の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、関係法令に規定する必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第 27 条 道は、食の安全・安心に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 北海道食の安全・安心委員会

(設置)

第 28 条 北海道における食の安全・安心を図るため、知事の附属機関として、北海道食の安全・安心委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 29 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、食の安全・安心に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 委員会は、食の安全・安心に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第 30 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第 31 条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 消費者であって、食の安全・安心に関する知見を有するもの
- (3) 生産者等（法人にあっては、その役職員）
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 32 条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 33 条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第 34 条 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第35条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行後3年を経過した場合及び平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成21年3月31日条例第15号抄)

この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (平成22年6月29日条例第38号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年10月14日条例第98号)

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

附 則 (平成27年7月21日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日条例第30号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

食育基本法

平成17年6月17日法律第63号
最終改正 平成27年9月11日法律第66号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第15条）

第2章 食育推進基本計画等（第16条—第18条）

第3章 基本的施策（第19条—第25条）

第4章 食育推進会議等（第26条—第33条）

附則

21世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全

な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第2条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第3条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第4条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第5条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第6条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第7条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第8条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第9条 国は、第2条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第10条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第11条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職

務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第12条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第13条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第14条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第15条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第16条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- (2) 食育の推進の目標に関する事項
- (3) 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第1項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第17条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第18条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第3章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第19条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第20条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第21条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第22条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第23条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の

製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第24条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第25条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第4章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第26条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第27条 食育推進会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

(会長)

第28条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第29条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 農林水産大臣以外の国务大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

(2) 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第2号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第30条 前条第1項第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第32条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第33条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成21年6月5日法律第49号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成27年9月11日法律第66号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第7条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この法律の施行の際現に第25条の規定による改正前の食育基本法第26条第1項の規定により置かれている食育推進会議は、第25条の規定による改正後の食育基本法第26条第1項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、制令で定める。

第4次北海道食育推進計画

(どさんこ食育推進プラン)

発行 平成31年3月

発行者 北海道農政部食の安全推進局食品政策課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-231-4111 (内線 27-666、27-667)

011-204-5427 (直通)

FAX 011-232-7334

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/data/index.htm>